

《 倉敷市子ども・子育て支援事業計画 》

くらしき子ども未来プラン

(平成27~36年度)



平成27年3月
倉 敷 市



計画の策定にあたって



倉敷市長 伊 東 香 織

子どもはかけがえのない存在であり、まさに‘地域の宝’です。

近年、少子高齢化の進展や、人口減少社会の到来により、国や地域をあげて持続可能なまちづくりに取り組んでおり、‘地域の宝’である子どもたちがすくすくと健やかに成長できる社会、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する社会の実現などが喫緊の課題となっております。

こうした中、本市では、平成 22 年 3 月に「倉敷市次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、計画的に子ども・子育て支援の取り組みを充実させるとともに、平成 24 年 4 月 1 日に倉敷市子ども条例を施行し、地域ぐるみで、子どもと子育て家庭を支えてきたところです。そして、この度、これらの方向性を継承する新たな計画として、子ども・子育て支援法に基づく「くらしき子ども未来プラン（倉敷市子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。

この計画のもと、‘倉敷の宝’である子どもたちが、笑顔で健やかに育ち、個性や能力に応じた教育を受けることができるよう、また子育て中のすべての家庭が安心して子育てができるよう、「子育てするなら倉敷でと言われるまち」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

地域の皆様にも、“未来を担う子どもたち”のため、どうか力強いご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました倉敷市子ども・子育て支援審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどにご協力をいただきました市民の皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

目次

第1章 はじめに 1

- 1. 計画策定の背景..... 1
- 2. 計画の位置付けと性格 2
- 3. 計画の期間..... 4
- 4. 計画の策定体制等 5

第2章 基本理念 7

すべての子どもが幸せに暮らせるまち

第3章 柱／施策領域別にみる，子ども・子育ての課題 9

- 1. 子ども・子育ての概況 9
- 2. 柱／施策領域別の課題 12

第4章 子ども・子育ての施策 17

- 1. 施策の体系..... 17
- 2. 柱ごとの施策..... 19

<子ども>

- 人権尊重
 - 単位施策1：子どもの人権についての教育・啓発を推進する..... 19
 - 単位施策2：学校園等における人権教育を推進する..... 19
 - 単位施策3：児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応を充実させる..... 19
- 母子保健・医療
 - 単位施策4：母子の健康の確保・増進を図る..... 20
 - 単位施策5：子どもの発達段階に応じた食育を推進する..... 21
 - 単位施策6：地域保健・小児医療体制を充実させる..... 21
- 就学前教育・保育
 - 単位施策7：就学前教育・保育実践の改善・向上を図る 22
 - 単位施策8：就学前教育・保育施設における子どもの健康や安全を確保する..... 22
 - 単位施策9：就学前教育・保育基盤を強化する 22
- 生きる力
 - 単位施策10：学校教育の環境や学習内容を充実させる..... 23
 - 単位施策11：様々な体験や活動を通じて学ぶ場，機会を充実させる..... 24
 - 単位施策12：思春期保健対策や相談体制を充実させる..... 24

<子育て>

<u>家庭・家族</u>	単位施策 13：男女平等と共同参画を推進する	26
	単位施策 14：男性の育児参加を促進する.....	26
	単位施策 15：子どもと一緒に楽しめる機会を充実させる.....	26
<u>親育ち</u>	単位施策 16：親子や親同士との交流，子育ての仲間づくりを促進する.....	27
	単位施策 17：子育ての相談体制を充実させる	27
	単位施策 18：子育てに関する情報発信を充実させる	27
<u>子育て支援</u>	単位施策 19：地域の子育て支援拠点を充実させる.....	28
	単位施策 20：安心して子どもが生活できる場所を確保する	29
	単位施策 21：子育ての支え合いのしくみを充実させる.....	29
<u>安心・ゆとり</u>	単位施策 22：ひとり親家庭への支援を充実させる.....	31
	単位施策 23：障がいのある子どもと，その家族に対する生活支援を充実させる.....	31
	単位施策 24：子育てに伴う経済的負担を軽減する.....	32

<地域>

<u>地域連携</u>	単位施策 25：子育てボランティアを育成するとともに，組織づくりと活動を支援する....	34
	単位施策 26：地域と学校・大学との連携を進める.....	34
	単位施策 27：お互いのつながりを強め，地域の子育て力を高める	35
<u>就労環境</u>	単位施策 28：育児休業制度などの利用を促進する.....	37
	単位施策 29：子育てしやすい職場環境づくりを促進する.....	37
	単位施策 30：出産・育児後の再就職の支援を充実させる.....	37
<u>安全環境</u>	単位施策 31：バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する.....	38
	単位施策 32：子どもの事故防止対策を充実させる.....	38
	単位施策 33：子どもを犯罪等から守るための活動を推進する.....	38
<u>青少年</u>	単位施策 34：子ども・若者の，将来を拓く力を応援する.....	39
	単位施策 35：困難を有する子ども・若者やその家族を支援する.....	40
	単位施策 36：地域とともに青少年の健全育成を進める.....	40

第5章 今後5か年の主要事業の「量の見込み」と「確保方策」 42

1. 教育・保育提供区域と主要事業.....	42
2. 教育・保育提供区域について.....	43
3. 主要事業の「量の見込み」と「確保方策」.....	48

第6章 計画の推進のために

第1章

はじめに

1. 計画策定の背景

わが国では、平成2（1990）年の「1.57ショック」を契機に少子化の問題が大きく取り上げられるようになり、平成6（1994）年12月のエンゼルプランの策定を皮切りに、少子化の流れを変えるための施策が取り組まれてきました。また、平成22（2010）年1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」では、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」をめざすこととしました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、保育所においては待機児童などが生じております。

こうした中、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。平成27年度から、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする『子ども・子育て支援新制度』が本格施行され、子ども・子育て支援の更なる充実を図ることとしています。この新制度は、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象に、必要な支援を行っていくことで、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を実現しようというものです。

加えて、平成26年11月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」のもと、同年12月に閣議決定した「長期ビジョン」「総合戦略」では、わが国の人口減少に歯止めをかけるため、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現することとしています。

本市においては、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、中間年度の平成21年度に見直しを行いました。平成22年3月に、平成22～26年度を計画期間とする「倉敷市次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、国の動向を踏まえつつ、計画的に子ども・子育て支援の取り組みを充実させてきたところです。

また、平成 24 年 4 月 1 日からは、子育て・子育てを地域社会全体で支援*する「倉敷市子ども条例」を施行し、地域ぐるみで、子どもと子育て家庭を支えています。

この度、「倉敷市次世代育成支援行動計画（後期）」の計画期間が終了すること、また『子ども・子育て支援新制度』が始まることから、倉敷市子ども条例を踏まえた、今後 10 年間の子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、子ども・子育て支援法に基づく「倉敷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各取り組みの更なる充実を図ります。

※【子育て支援】：子どもはみんな「自ら学び、考え、行動する」力をもっている。子育て支援とは、子どもが本来もっている力を発揮できるように、大人たちが、それぞれの役割と責任のもと、お互いに連携しながら、子どもの育ちを支えることをいう。

【子育て支援】：保護者は様々な悩みや不安を抱えながら、子育てをしている。子育て支援とは、保護者が安心とゆとりをもって子育てを楽しめるよう、保護者の子育てをする力を尊重しながら、それぞれの役割に応じて、子育てを支えることをいう。なお、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監督し保護する者をいう。

2. 計画の位置付けと性格

（1）法的根拠と性格

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画で、平成 24 年 4 月 1 日施行の「倉敷市子ども条例」を最上位の規範としています。

法が内容規定する「事業計画」に留まらず、「倉敷市第六次総合計画」の分野別計画、本市の子ども・子育てに関する「基本計画」の役割を有し、「倉敷市次世代育成支援行動計画（後期）」の内容を引き継いで策定しています。

家庭における子育てを中心に、学校園等*、地域、団体、企業、行政など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、市が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものです。

※【学校園等】：幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの子どもが育ち、学ぶことを目的とするすべての施設をいう。

（2）計画の対象

この計画が支える対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその保護者・家族を含め、すべての子ども（お腹の中～18 歳未満*）と子育て家庭です。ただし、子ども・若者計画に係る施策の対象は 30 歳未満の者とし、雇用など特定の施策分野においては 40 歳未満の者も含むこととします。

※【18 歳未満】：18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を含む。

(3) 関連計画との関係

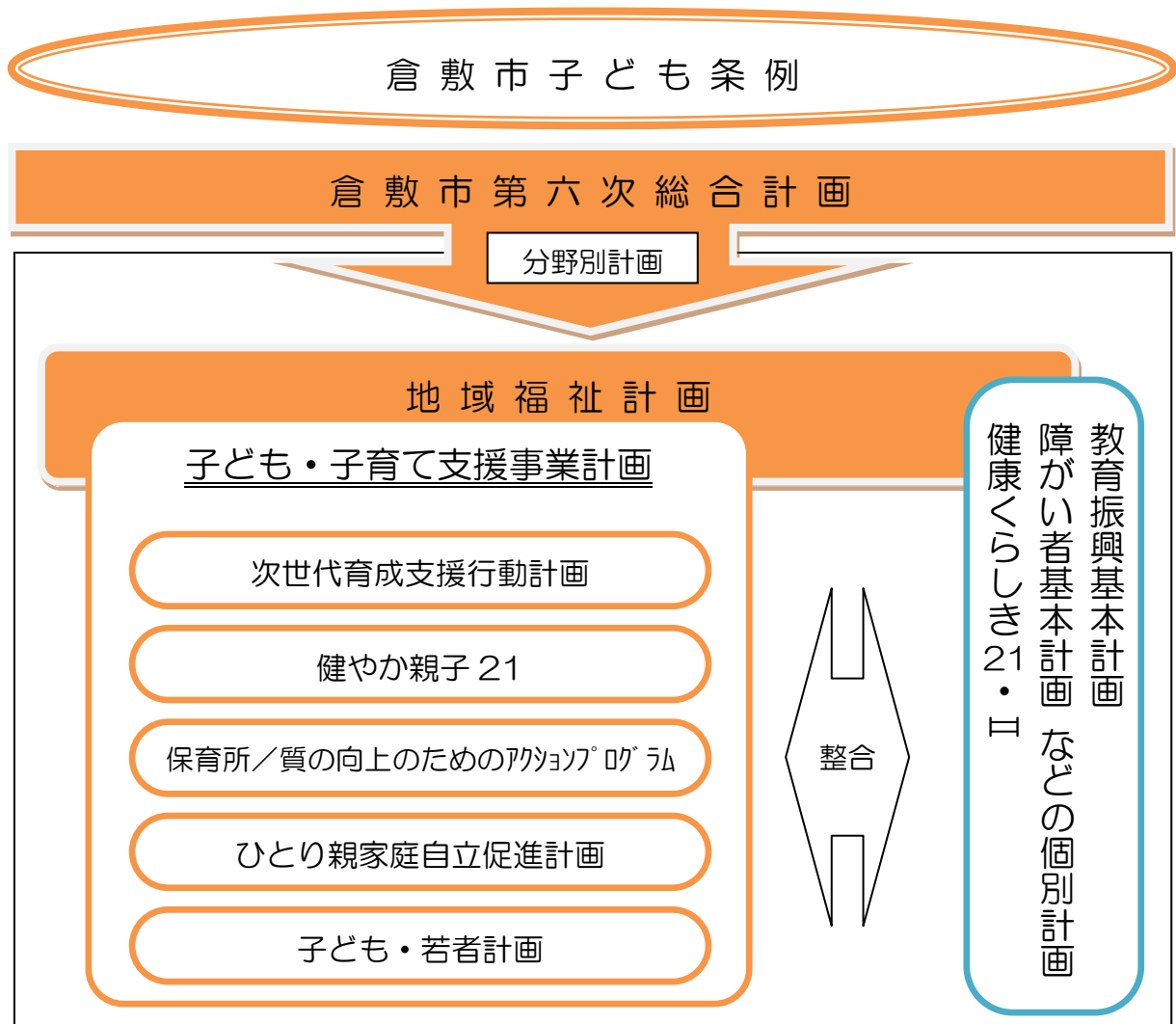
この計画は、「倉敷市地域福祉計画※」の方向性を踏まえつつ、国の「健やか親子21※」に係る取り組みや、国の指針に基づく「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」の内容を含みます。

また、「健康くらしき21・Ⅱ」「倉敷市障がい者基本計画」「倉敷市教育振興基本計画」など、保健・福祉・教育をはじめ、各分野の個別計画との整合を保ち推進するものです。

※【地域福祉計画】：各分野の個別計画を横断して、市の地域福祉における基本方針と施策展開の方向を明らかにした計画。「互いに助け合い、支え合う地域づくり」「誰もが安心して福祉サービスを受けられる地域づくり」「地域で安心して暮らせるための基盤づくり」を基本目標に掲げている。

※【健やか親子21】：21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するビジョンであり、かつ関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画のこと。

◆ この計画の位置付けと構成



3. 計画の期間

この計画は、平成 27（2015）年度を初年度とし、平成 36（2024）年度を目標年度とする 10 か年計画とします。

ただし、評価指標の目標値と第 5 章は、前期分のみを示し、後期分（平成 32～36 年度）については、中間年度の平成 31（2019）年度に計画を改定する際、前期の進捗と達成の状況を踏まえて設定を行います。

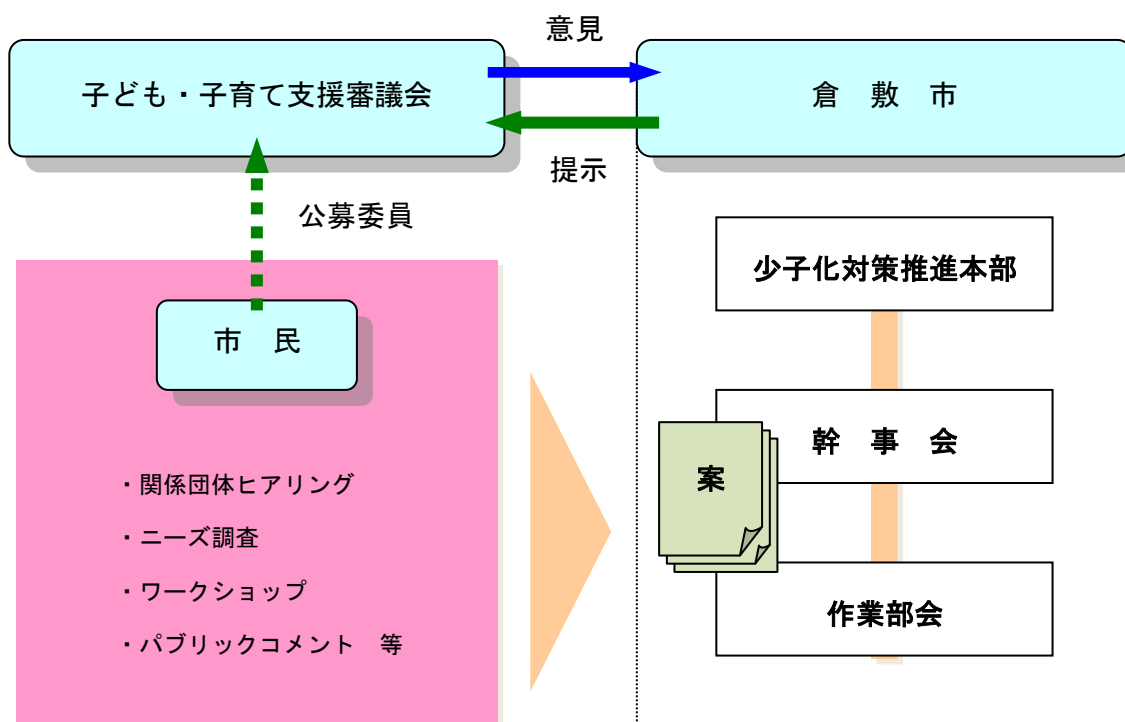
◆ 本市における、子ども・子育てに関する計画の変遷

計 画 名 称 ＜ 計画の性格など ＞	計 画 期 間
① くらしき 子どものすこやか育成プラン ・ 0 歳から 18 歳までの子どもの環境づくりに関する指針 ・ 倉敷版「エンゼルプラン」	平成 9～18 年度 目標年度：平成 13 年度 平成 18 年度
② くらしき 子どものすこやか育成プラン ・ ①の見直し計画 ・ 倉敷版「新エンゼルプラン」	平成 13～17 年度
③ 倉敷よい子いっぱい育成プラン ・ 市が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針 ・ 倉敷版「市町村行動計画」	平成 17～26 年度 目標年度：平成 21 年度
④ 倉敷市次世代育成支援行動計画（後期） ・ ③の見直し計画 ・ 倉敷版「市町村行動計画」（後期）	平成 22～26 年度
⑤ くらしき子ども未来プラン ・ ④を継承する計画 ・ 倉敷版「市町村子ども・子育て支援事業計画」	平成 27～36 年度 目標年度：平成 31 年度

4. 計画の策定体制等

(1) 策定体制

各種基礎調査結果，市民参加過程を踏まえた計画の案について，庁内で検討した上で，これを「倉敷市子ども・子育て支援審議会」に諮ったのち，計画案を確定，計画を策定する体制としました。



① 倉敷市子ども・子育て支援審議会

審議会は，幅広い立場からご意見をいただくため，児童福祉関係者や学識経験者のほか，市民代表である公募委員2名を含む20名（平成26年6月までは19名）で構成し，平成25年5月から平成27年1月まで計9回の会議を開催して，計画内容を入念にご審議いただきました。

② 庁内策定体制

審議会に提示する計画案を作成するため，市長・副市長・教育長と庁内関係各局の代表者で構成する「少子化対策推進本部」，また，庁内関係各部の代表者で構成する「幹事会」及び「作業部会」を設置して，意見交換と調整を図りました。

(2) 市民意向・関係団体意見の把握

① 関係団体ヒアリング

日々、地域で子育て・子育てを支えている団体などから、現状に関する気づきや意見・要望などを伺いました。

② ニーズ調査（新たな子ども・子育て支援制度に関するアンケート調査）

就学前児童の保護者から、子どもの健やかな育ちに必要なことや、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の各事業の「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを伺い、当計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

③ ワークショップ

倉敷市では、地域で子育て・子育てを支えている人たちを参加者として、ほっと一息つきながら親睦を深める「子育て cafe」を各地区で開催しています。平成 25 年度においては、この子育て cafe の場を生かして、倉敷・水島・児島・玉島の各地区で 1 回ずつ、「子育てするなら〇〇で！」（〇〇は地区名、身近な地域）をテーマとしたワークショップを行いました。

平成 26 年度には、平成 25 年度の成果も踏まえつつ、市全体でのワークショップ（みらいカフェ）、また子どもを対象としたワークショップをそれぞれ 1 回ずつ行いました。

大人のみなさんへ

たばこやごみのポイ捨てをしないで！
交通ルールを守って、安全運転を！
あいさつをしたら、あいさつを返して！

わたしは、

あいさつを自分から積極的にします！
ポイ捨てをしません！
ごみ拾いなどをして、まちをきれいにします！



「子どもを対象としたワークショップ」より

④ パブリックコメント

倉敷市子ども・子育て支援審議会による、6回の審議を経て作成した計画素案について、平成 26 年 8 月 8 日から 9 月 8 日の 1 か月間、市民から意見を募集し、パブリックコメントの手続きを行いました。

第2章

基本理念

すべての子どもが幸せに暮らせるまち

この基本理念は、私たちが将来に求める“まちのあるべき姿”であり、この計画に基づく子ども・子育て支援の取り組みが向かう先を照らしています。

倉敷市では、子ども・子育てに係る最上位の規範として「倉敷市子ども条例」を定めており、その前文の中で、すべての子どもが未来の希望であり、まちのかけがえのない宝であること、子どもがこの地で健やかに学び育つことを保障することが大人の責務であることなどを示すとともに、「倉敷市で育つすべての子どもが幸せに暮らせること」をめざし各条項を掲げています。

条例の内容、込められた想いは、すべて日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を踏まえたものであると同時に、今般、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的」として施行された子ども・子育て支援法及び同法に基づく基本指針に即しています。すなわち、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすと同時に、相互に協力して行われなければならない。」というものです。

こうしたことを踏まえて、この計画の基本理念を「すべての子どもが幸せに暮らせるまち」とし、家庭、学校園等、地域、団体、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら、子どもが幸せに暮らせることを第一に尊重してまいります。

この基本理念のもと、従前計画である「倉敷市次世代育成支援行動計画（後期）」の枠組みを勘案して、「子ども」「子育て」「地域」の3つの視点を‘柱’に、それぞれ4つの‘施策領域’を設け、本計画の施策目標を次のとおり設定します。また、施策目標に即して、第4章において「評価指標」と「目標値」を設定することとします。

柱	施策領域	施策目標
子ども 「子ども」の 幸せを いちばんに	人権尊重	すべての子どもが守られ、その子らしさを尊重されている
	母子保健・医療	妊娠・出産の安心が保たれ、子どもが健やかに育っている
	就学前教育・保育	子どもが、その子に必要な就学前教育・保育を受けている
	生きる力	子どもが豊かな個性と創造力を伸ばし、「生きる力」を育てている
子育て 「子育て」の 笑顔を たいせつに	家庭・家族	家族みんなで協力し、子育てを楽しんでいる
	親育ち	親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、育ちあっている
	子育て支援	身近な地域で、地域性を生かした子育て支援を行っている
	安心・ゆとり	総合的な支援により、すべての家庭が安心とゆとりをもって子育てをしている
地域 子どもと 子育てに 「地域」の ぬくもりを	地域連携	地域コミュニティに強い絆とネットワークがあり、子どもと子育てを支えている
	就労環境	子育てを応援する職場が増え、子育てと仕事を両立できる環境が整っている
	安全環境	子どもや子ども連れの人にとって、安全で住みやすいまちとなっている
	青少年	子ども・若者が大切にされ、子育てがまち全体から応援されている

第3章

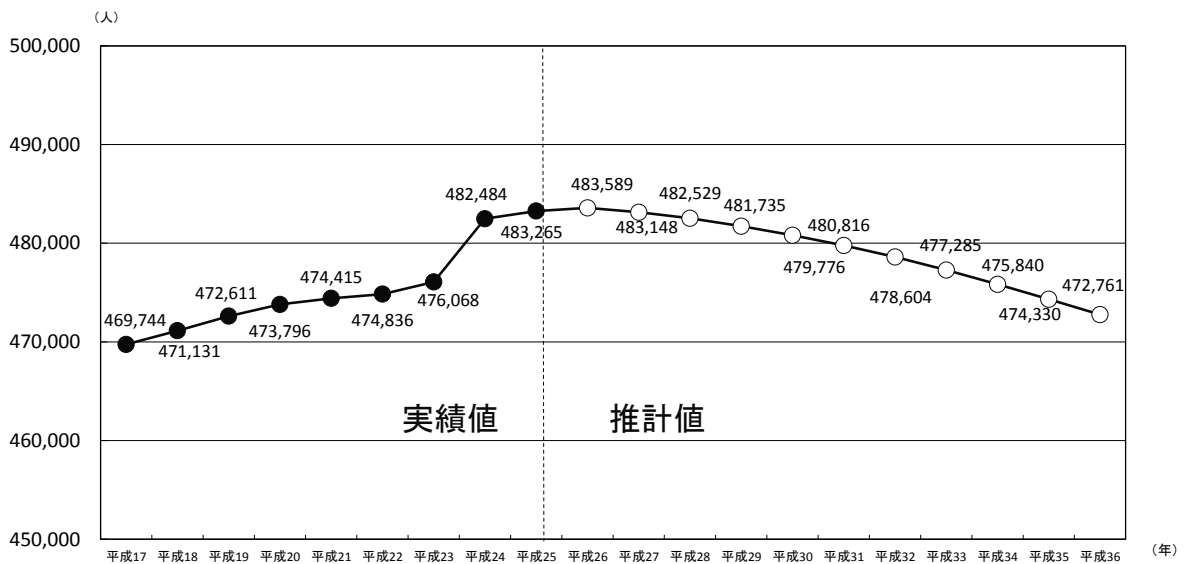
柱／施策領域別にみる、子ども・子育ての課題

1. 子ども・子育ての概況

(1) 子どもの数

本市の人口はここ数年をピークとして、平成 28 年以降減少に転じ、平成 36 年には約 47.3 万人になると推計しています。そうした中、0～11 歳人口についても、各地区とも減少を見込んでおり、市全体で約 1 割の減少となっています。こうした傾向に歯止めをかけるためにも、地域ぐるみで、子どもと子育て家庭を支えていく必要があります。

■ 倉敷市の人口動向



※ 人口推計には、平成 17～25 年の9月末日現在の住民基本台帳人口を用いており、この市全体の推計値は、第5章における各区域の推計を積み上げて算出している。

※ コーホート変化率については、各年間の平均値を採用しているが、平成 24 年値から外国人住民が住民基本台帳に加えられたため、平成 23～24 年間の変化率を除外している。

※ 推計過程で0歳児実績人口を用いた出生数推計の地域補正を行っているが、これについては、前述の影響が認められなかったため、平成 17～25 年間の平均値を用いている。

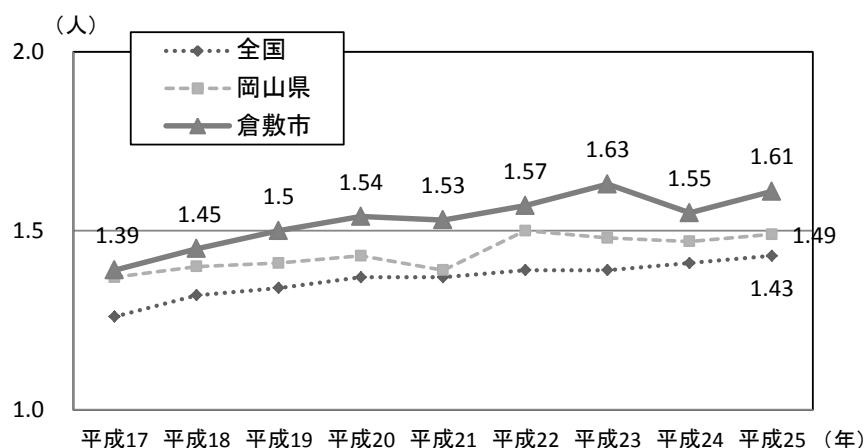
■ 0～11 歳人口の予測 平成 25 年 : 55,808 人 ⇒ 平成 36 年 : 50,093 人 (△10.2%)

(2) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率※は、国や県よりも高く、平成25年は1.61人となっています。人口減少に歯止めをかけるためにも、希望する人が子どもを安心して産み育てることができるよう、総合的な子ども・子育て支援の取り組みを進めていく必要があります。

なお、国が示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では、若い世代の希望が実現すると、その出生率は1.8人程度に向上すると見込んでいます。

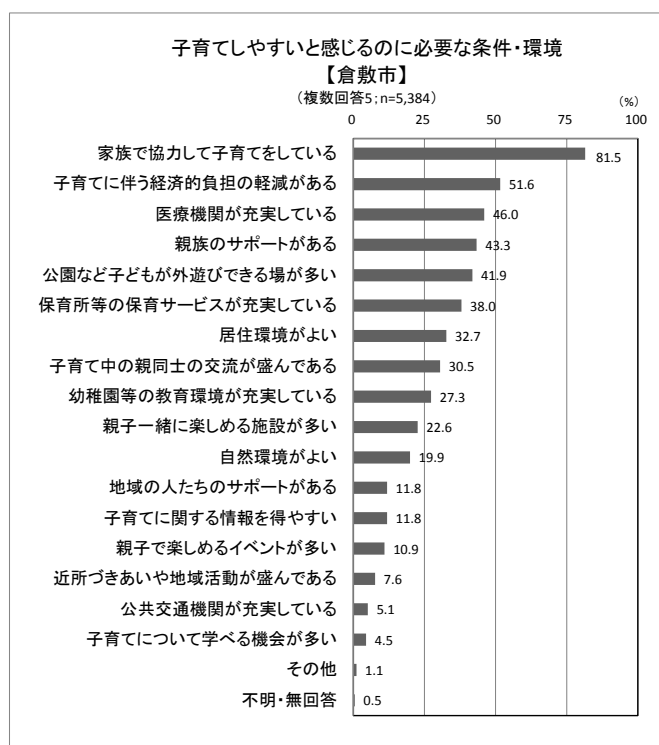
■ 倉敷市の合計特殊出生率



※【合計特殊出生率】：15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で生むとしたときの子どもの数、すなわち1人の女性が一生の間に出産する子どもの数をいう。

(3) 子育て環境への希望

ニーズ調査（新たな子ども・子育て支援制度に関するアンケート調査）の結果において、「『子育てしやすい』と感じるために必要な条件・環境」をみると、「家族で協力して子育てをしている」が最も多く81.5%、次いで「子育てに伴う経済的負担の軽減がある」が51.6%、「医療機関が充実している」が46.0%、「親族のサポートがある」が43.3%、「公園など子どもが外遊びできる場が多い」が41.9%などとなっており、施策の充実が求められます。



そして、この結果を世帯の型別にみると、ひとり親世帯において「保育所等の保育サービスが充実している」「子育てに伴う経済的負担の軽減がある」が多くなっており、保育所の優先利用や経済的な支援など、ひとり親家庭への配慮が必要となっています。

■世帯の型別子育てしやすいと感じるのに必要な条件・環境

	合計	比率(%)							
		*家族で協力して子育てをしている	*子育て中の親同士の交流が盛んである	*親族のサポートがある	地域の人たちのサポートがある	居住環境がよい	*自然環境がよい	*幼稚園等の教育環境が充実している	*保育所等の保育サービスが充実している
核家族世帯 (n=3,554)	490.4%	83.3	31.2	46.6	11.5	32.2	18.6	26.6	38.5
3世代世帯 (n=734)	494.3%	88.1	33.5	31.3	11.3	34.2	24.8	31.2	30.8
ひとり親世帯 (n=283)	478.4%	59.0	21.2	39.9	15.2	33.2	21.2	21.6	52.7
合計 (n=4,571)	490.3%	82.5	30.9	43.7	11.7	32.6	19.8	27.0	38.1

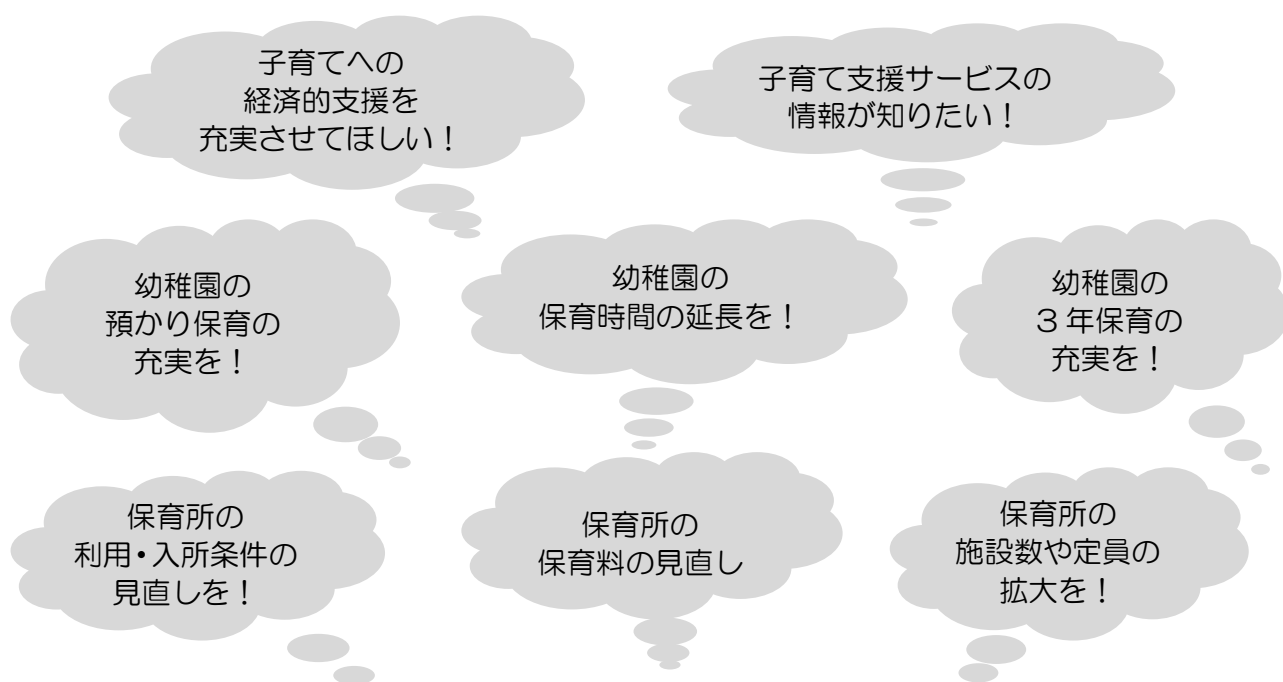
(複数回答:5項目まで)

*医療機関が充実している	公共交通機関が充実している	楽しめる施設が多い	親子一緒に	親子で楽しめるイベントが多い	公園など子どもが外遊びできる場が多い	子育てについて学べる機会が多い	子育てに関する情報を得やすい	*子育てに伴う経済的負担の軽減がある	近所づきあいや地域活動が盛んである
45.4	5.0	23.0	10.8	42.1	4.2	11.6	52.4	7.6	
51.5	4.4	23.0	10.6	44.6	5.3	12.7	49.0	7.9	
42.8	5.7	19.4	15.5	42.0	4.6	11.3	65.4	7.8	
46.2	5.0	22.8	11.1	42.5	4.4	11.7	52.7	7.6	

※ 「*」は調査結果が有意であることを示しています。

また、この調査の自由記述に寄せられた意見のうち主なものは、次のとおりであり、ニーズに即した各取り組みの充実が求められているところです。

市としては、各ニーズに対応するため、諸施策の充実に努めてまいります。



2. 柱／施策領域別の課題

すべての子どもと子育て家庭が、『子ども・子育て支援新制度』を適切に、確実に利用できるようにしていく必要があります。本市の課題を柱／施策領域別に次のとおり整理し、第4章の施策によって、その対応に努めてまいります。

(1) 「子ども」に関する課題

① 人権尊重

- 家庭、学校園等、地域社会などが連携しながら、児童虐待、いじめなどの人権侵害や、不登校や引きこもりなど、子どもをめぐる問題を解決していく必要があります。
- 虐待の通報義務に関する市民への啓発や、早期発見・早期対応・未然防止のための取り組みが重要であり、家庭内や地域で孤立した子育て（孤育て）にならないように相談機関の充実と、総合的に子育て支援ができる仕組みの充実が必要です。
- 虐待やいじめの被害に遭った子どもに対しては、きめ細かな心身のケアと、その家庭を含めた再発防止に向けての継続的な支援・関わりが必要です。

② 母子保健・医療

- 妊娠中や出産時の状況から発育や発達心配される子ども、近年増加している母親の産後うつなどに、より丁寧に、きめ細かに対応する必要があります。
- それまで元気であった乳幼児（主に1歳未満の乳児）が睡眠中に何の前触れもなく亡くなってしまう乳幼児突然死症候群（SIDS）の防止のため、係る知識の普及を図る必要があります。
- 子どもの健康にとって、乳幼児期からの望ましい生活習慣や適度な運動が非常に重要であることについて、保護者の理解を促進していく必要があります。
- 疾病因子の早期発見などに資する乳幼児健康診査について、受診率を高く維持する必要があります。
- 障がいの発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療・保健・福祉・教育等の各関係機関が連携し、障がいのある乳幼児、児童、生徒一人一人の状況に応じた適切な支援・指導・教育を行う必要があります。
- 子どもへの予防接種について、保護者の理解を促進し、接種率を高く維持することが必要です。
- 朝食抜き、一人で食事をする孤食など、子どもの栄養（食事）に関する諸問題を解決し、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、さらには食を通じた豊かな人間性の形成をめざすためにも、食育の推進が重要です。

③ 就学前教育・保育

- 就学前の子どもに対し、関係機関との連携のもと、質の高い教育・保育を提供する必要があります。
- 就学前のすべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるよう、就学前教育・保育施設における人材確保と職員の資質向上に取り組む必要があります。
- 増加する保育需要に対し、各地域の実情を踏まえながら、施設・サービスの“総合力”で対応するなど、子どもが健やかに育つ環境をさらに充実させる必要があります。
- 保護者が、子育ての悩みを軽減でき、ゆとりをもって子育てができるよう、身近な地域で、いつでも安心して子どもを預けられる場所を確保する必要があります。

④ 生きる力

- 変化の激しいこれからの社会を生きるために、家庭、学校園等、地域社会全体で子どもの教育に取り組み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てていく必要があります。
- 子どもが基礎的・基本的な学習内容を習得できるよう指導方法の工夫を行い、分かりやすく質の高い授業を実現していく必要があります。
- 特別な支援を必要とする子どもは年々増加しており、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育や必要な支援の更なる充実が求められています。
- 学習指導要領の完全実施、学力向上などに対応するため、授業改善を行い、教員の授業力・指導力の向上を図っていく必要があります。
- 学校施設の約 8 割が昭和 50 年代以前の建設であり、老朽化が進行していることや、子どもの生活スタイルも様変わりしているため、実情に合せた学校施設の大規模改修を計画的に進める必要があります。また、安全・安心な学校給食を支える調理場の設備の更新も計画的に進めていく必要があります。
- 集団生活の中で子ども自らが考え、判断し、行動できる、その自主性を重視した、楽しく学べる学校園づくりを保護者や地域とともに考える必要があります。
- 子どもが、環境について関心を持ち、環境問題に対する理解を深め、環境保全のために必要な知識や生活習慣を身に付けられるよう、発達段階に応じた環境教育を推進する必要があります。
- 性と出産、身近な暴力、飲酒、喫煙、薬物乱用防止などについての教育・啓発・指導や相談対応の充実が必要です。
- 不登校・家庭内暴力・摂食障がいなど、思春期に発生する様々な心の問題を抱えた子どもとその保護者が、それぞれに安心して相談できるよう、相談員の確保と資質向上、関係機関との連携強化などが必要です。

(2) 「子育て」に関する課題

① 家庭・家族

- 子育ての楽しさや喜び、不安や悩みなどを家族で共有し、お互いの理解や信頼の深まりのもとに、「家族みんなで子育て」ができるよう、そのことを支える地域社会づくりが求められます。
- 男性も女性も、ともに子育てを楽しむことができ、自らが望むワーク・ライフ・バランスを選ぶことができるよう、様々な社会条件・環境を整えていくことが求められます。

② 親育ち

- 保護者が、子どもの発達や成長にあわせて、継続的に「親」として学び、成長していけるよう、ときには寄り添い、支えていく必要があります。

③ 子育て支援

- 各家庭の子育てが孤立した子育て（孤育て）にならないよう、地域子育て支援拠点などにおける相談機能を充実させるとともに、子育ての仲間づくりができる場を増やし、親子の利用促進を図る必要があります。
- 妊娠中の母体と胎児の健康を守り、安全な出産に導くため、妊娠初期から継続する適切な健康管理の支援と、正しい知識や情報の提供に努めることが必要です。
- 地域で子育て・子育てを支えている支援者同士のネットワークを、対話に根ざして強固にしつつ、さらに輪を広げて、地域ぐるみの子育て支援を充実させる必要があります。
- 各種子育て講座・講演会など子育てについて学べる機会の提供や、同じ立場で学びあえる仲間づくりの支援など、保護者が悩みや不安も合わせて子育てを楽しむことができるよう応援していく必要があります。
- 放課後児童クラブにおいて、指導員の安定確保と資質向上を図るとともに、各児童クラブの運営委員会の運営力の強化や施設を充実させていく必要があります。また、地域で子育てを助け合う、倉敷ファミリー・サポート・センターの活動を充実させる必要があります。

④ 安心・ゆとり

- 生活のしづらさがある家庭に対し、様々な関係機関や団体の連携のもと、エンパワメント※・アプローチに根ざした、継続的で切れ目のない対応が必要です。また、ひとり親家庭が子育てと生活に困らないよう、支えていく必要があります。
- ひとり親家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、ひとり親家庭が自立し、安心した暮らしを送るための相談体制や情報提供、生活支援、就業支援、経済的支援等のきめ細かな福祉サービスをより充実させ、その生活の安定と向上をめざす必要があります。

- 父子家庭が必要としている日常生活の支援や経済的支援をさらに充実させ、母子家庭・父子家庭の区別なく、ひとり親家庭全体への対策とすることが求められます。
- 倉敷市総合療育相談センターや倉敷発達障がい者支援センターなどを中心に、障がいのある子どもの保護者に対する相談の体制を充実する必要があります。
- 子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず子どもに恵まれない人に対して、不妊治療にかかる費用を助成することで、経済的負担を軽減することが求められます。
- 子どもの成長や発育、将来にわたる所得や就労状況での不利につながる「子どもの貧困」対策として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく総合的な取り組みが必要です。
- 就学等に必要な費用の負担が困難な保護者に対して、奨学金の貸付・給付や就学援助等を行う必要があります。

※ 【エンパワーメント】：本人に内在する力を引き出すこと、自分らしく生きてゆく力を高めることをいう。

(3) 「地域」に関する課題

① 地域連携

- 地域で活動する民生委員・児童委員，主任児童委員，愛育委員，栄養委員などが中心となって，子育て家庭に関わりをもち，各家庭のニーズにあった支援を行うことが求められます。
- 地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター・つどいの広場），児童館・児童センター，幼稚園・保育所・認定こども園，学校などが連携し，地域の子育て支援のネットワークづくりを進めることが重要です。
- 子育て家庭にとって，地域の人々からの温かい一言やちょっとしたサポートがあることは，安心して子育てをする上で不可欠であり，日頃から，子育て家庭と地域住民との間に交流があることが求められます。
- 日々のあいさつや，子ども会活動，祭りなど地域行事への家族での参加等を通じ，高齢の人など様々な世代の人との交流の中で，子どもが，地域住民から「地域の子ども」として認識されるよう図っていくことが必要です。

② 就労環境

- 子育てと仕事が両立しやすい就労環境を実現していくため，国や県，関係団体と連携し，自宅・身近な地域でも，子ども連れでも利用しやすい，情報提供・相談等のサービスを充実させる必要があります。

③ 安全環境

- 子育てしやすい良質な住宅・住環境を、子育て世帯が得ることができるよう、住宅に係る相談や助成制度等の情報提供について、充実を図っていく必要があります。
- 子どもや子ども連れの人安心して外出できるよう、安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりある歩行者空間をつくとともに、公共施設や交通環境におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインを進める必要があります。
- 家庭での乳幼児期の事故防止対策について、より積極的に取り組む必要があります。
- 子どもの安全を脅かす事件、事故に対して、危険を予測して的確な判断のもと、安全に行動できるように安全教育を推進するとともに、学校園等・家庭・地域が連携し、学校や通学路の安全を確保する取り組みを推進する必要があります。
- 子どもが、災害発生時に迅速かつ適切な行動ができるよう、防災教育を充実させる必要があります。
- 地域の大人たち一人一人が、「地域の子どもたちは地域の大人たちで守る」という強い共通認識をもつとともに、地域・学校園等・団体・警察などが連携を強化し、常に子どもの安全を気にかけて、継続的に見守っていくことが必要です。

④ 青少年

- 青少年が自分の夢や希望をもち、適性や能力に応じた職業選択を行って、充実した生活を営むことができるよう、必要な知識や技術を身に付けることへの支援が必要です。
- 青少年一人一人の状況や成長段階に応じた支援のため、地域社会全体の取り組みとして、地域住民・関係機関の連携体制を充実させていく必要があります。

第4章

子ども・子育ての施策

1. 施策の体系

基本理念に基づく施策について、3つの柱からなる体系を次のとおり整理します。

すべての子どもが幸せに暮らせるまち

柱	施策領域と施策目標	単位施策
子ども	人権尊重	1: 子どもの人権についての教育・啓発を推進する
	すべての子どもが守られ、その子らしさを尊重されている	2: 学校園等における人権教育を推進する
		3: 児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応を充実させる
		母子保健・医療
	妊娠・出産の安心が保たれ、子どもが健やかに育っている	5: 子どもの発達段階に応じた食育を推進する
		6: 地域保健・小児医療体制を充実させる
		就学前教育・保育
	子どもが、その子に必要な就学前教育・保育を受けている	8: 就学前教育・保育施設における子どもの健康や安全を確保する
		9: 就学前教育・保育基盤を強化する
		生きる力
	子どもが豊かな個性と創造力を伸ばし、「生きる力」を育んでいる	11: 様々な体験や活動を通じて学ぶ場、機会を充実させる
		12: 思春期保健対策や相談体制を充実させる

家庭・家族

家族みんなで協力し、子育てを楽しんでいる

13：男女平等と共同参画を推進する

14：男性の育児参加を促進する

15：子どもと一緒に楽しめる機会を充実させる

親育ち

親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、育ちあっている

16：親子や親同士の交流、子育ての仲間づくりを促進する

17：子育ての相談体制を充実させる

18：子育てに関する情報発信を充実させる

子育て支援

身近な地域で、地域性を生かした子育て支援を行っている

19：地域の子育て支援拠点を充実させる

20：安心して子どもが生活できる場所を確保する

21：子育ての支え合いのしくみを充実させる

安心・ゆとり

総合的な支援により、すべての家庭が安心とゆとりをもって子育てをしている

22：ひとり親家庭への支援を充実させる

23：障がいのある子どもと、その家族に対する生活支援を充実させる

24：子育てに伴う経済的負担を軽減する

地域連携

地域コミュニティに強い絆とネットワークがあり、子どもと子育てを支えている

25：子育てボランティアを育成するとともに、組織づくりと活動を支援する

26：地域と学校・大学との連携を進める

27：お互いのつながりを強め、地域の子育て力を高める

就労環境

子育てを応援する職場が増え、子育てと仕事を両立できる環境が整っている

28：育児休業制度などの利用を促進する

29：子育てしやすい職場環境づくりを促進する

30：出産・育児後の再就職の支援を充実させる

安全環境

子どもや子ども連れの人にとって、安全で住みやすいまちとなっている

31：バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する

32：子どもの事故防止対策を充実させる

33：子どもを犯罪等から守るための活動を推進する

青少年

子ども・若者が大切にされ、子育てがまち全体から応援されている

34：子ども・若者の、将来を拓く力を応援する

35：困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

36：地域とともに青少年の健全育成を進める

2. 柱ごとの施策

3つの柱ごとの、具体的な施策内容は、次のとおりです。

(1) 「子ども」に関する施策

① 人権尊重

施策目標

すべての子どもが守られ、その子らしさを尊重されている

単位施策1 : 子どもの人権についての教育・啓発を推進する

- 子育て・子育てを地域社会全体で支援する「倉敷市子ども条例」の理念を普及啓発するため、出前講座やリーフレットの配布などを行い、子どもの人権と「地域の子どもは地域で育む」という市民意識の高揚を図ります。
- オレンジリボン運動の推進など、子どもの人権侵害の最たるものである虐待の予防啓発を行います。また、子どもや家庭・学校園等・地域が、子どもの人権や人権侵害予防の方法などを学び、理解を深める機会の充実に努めます。

単位施策2 : 学校園等における人権教育を推進する

- 人間尊重の精神を基盤とする人権教育を総合的に推進し、すべての人々が互いに尊重し、支え合いながら生活する共生社会をめざすとともに、自分の大切さと同じように他の人の大切さを認めることができる心豊かな子どもを育成します。

単位施策3 : 児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応を充実させる

- 医療・保健・福祉・教育・警察等の関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会の活動を軸に、情報の共有と関係機関との連携のもと、組織的かつ専門的対応の徹底を図るとともに、研修会など学校園関係者の資質向上に努めます。
- 乳幼児のいる家庭への訪問やフリーダイヤルでの受付など、気軽にアクセスできる多様な相談窓口の運用や、子どもの養育に不安を抱える家庭への支援、妊娠届出時や健診時などでの虐待リスクの早期発見・早期対応に努めます。
- 被害に遭った子どもに対しては、児童相談所等の専門機関や地域の関係者と連携して、心のケアに努めるとともに、児童虐待に至った家族に長期的に寄り添い、家族の絆の回復と自立への支援に努めます。

② 母子保健・医療

施策目標

妊娠・出産の安心が保たれ、子どもが健やかに育っている

単位施策4：母子の健康の確保・増進を図る

- 妊婦一般健康診査の受診を促進するとともに、個別の支援を必要とする妊産婦に対する保健指導の充実を図ります。また、マタニティマーク*の普及や、産後ケアの充実など、妊産婦にやさしい環境づくりを推進します。
- およこ健康手帳交付時などを契機として、妊娠中から授乳期にかけての健康管理や、眠っている間に事故や窒息ではなく突然死亡してしまう乳幼児突然死症候群（SIDS）とその予防についての正しい知識の普及に努めます。
- 乳幼児健康診査や各種相談を通じて乳幼児の健康の保持増進を図るとともに、健診未受診児等については、訪問等による状況把握・受診勧奨を行い、児童虐待の早期発見や、育児に悩む保護者への支援につなぎます。
- 医療機関など関係機関との連携のもと、先天性代謝異常検査、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、乳幼児こころの発達相談などにより、疾病や障がいの早期発見に努め、早期療育への適切なつなぎを図ります。
- 医療・保健・福祉・教育等の各関係機関との情報共有や連携による療育体制のもと、子どもの成長・発達に応じて、障がいに対する気づきから障がい受容、療育、就学まで切れ目のない総合的な支援を研究・実践します。
- ワクチンで予防できる疾病について「保健所だより」等を用いて、正しい知識と予防接種の重要性についてPRを行うとともに、出生届・転入届に伴って予防接種シール・予診票等を対象児に郵送し、医療機関での接種を促します。

※ 【マタニティマーク】：妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保をめざし、国の「健やか21」推進検討会において発表されたマーク。妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけることで、周囲に妊産婦への心遣いを促す。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関がその取り組みや呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。



単位施策5：子どもの発達段階に応じた食育を推進する

- 栄養・食事に関する知識と望ましい食生活の実践方法について、妊娠中から乳幼児期に実施している栄養相談、離乳食教室等を通じた普及啓発を行い、対象者(児)が望ましい食習慣を身に付けられるよう支援します。
- 食習慣の形成時期である幼児期から学童期を重視し、発達段階に応じた子どもへの食の指導を給食も教材としながら行うとともに、家庭に対し、この時期の食生活の重要性と家庭の役割についての知識普及と意識啓発などを行います。
- 給食を提供する学校園等において、食物アレルギーのある子どもに対し、保護者や担任、調理担当者などで、その子の症状・状態を把握・共有するとともに、適切な調理・給食の方針を検討し、除去食または代替食の提供などを行います。

単位施策6：地域保健・小児医療体制を充実させる

- 医師会等の協力により、必要な時に小児科専門医の診察が受けられるよう、休日、夜間救急医療体制の充実を図ります。また、市民が正しい応急処置法を身に付けられるよう、出前講座などによる応急処置法の指導・啓発に努めます。



【倉敷市版食事バランスガイド】

厚生労働省・農林水産省が決定した「食事バランスガイド」に基づき、策定。

倉敷市の地場産物を使った料理や郷土料理を掲載している。

③ 就学前教育・保育

施策目標

子どもが、その子に必要な就学前教育・保育を受けている

単位施策7：就学前教育・保育実践の改善・向上を図る

- 県との連携のもとで、新たに保育士になろうとする人の資格取得と就職を支援するとともに、保育所・認定こども園の職場環境の改善によって、働き続けたい職場としての魅力を高めるなど、保育士確保対策の充実を図ります。
- 講演会や公開保育、研究会を通して幼児教育・保育の専門性を高めるとともに、幼稚園・保育所・認定こども園のそれぞれの園内研修など、様々な研修を充実させることで、職員の資質向上を図ります。
- 障がいのある子どもが、生まれ育った地域の幼稚園・保育所・認定こども園などで教育・保育を受けられるように努めます。また、子どもの心身の状況を正確に把握し、発達が促進されるよう教育・保育内容の充実を図ります。
- 幼稚園・保育所・認定こども園の子どもと小学生との交流や、職員と小学校の教師との意見交換や合同研修の機会を設けるなど、小学校教育との円滑な接続を図り、子どもの発達や学びの連続性の確保に努めます。

単位施策8：就学前教育・保育施設における子どもの健康や安全を確保する

- 定期的な健康診断を行うとともに、体調不良等の子どもへの対応の充実を図ります。子どもに感染症やその疑いが発生した場合には、保護者・嘱託医と連携をとりながら迅速・適切な対応を行います。

単位施策9：就学前教育・保育基盤を強化する

- 「倉敷市子ども条例」の理念のもとで、就学前教育・保育に係る各地区での需要動向と、提供者等の意向を踏まえながら、必要な教育・保育資源の適正配置を行うとともに、量の確保を計画的に進めます。
- 保育コンシェルジュを配置し、子どもの預け先に関する保護者の相談に応じて、幼稚園や保育所、一時預かり等の情報を提供します。保育所入所未決定の保護者には、保育状況や意向等の確認を行い、適切な預け先が見つかるよう支援します。
- 就学前教育・保育施設の耐震性の確保を着実に進めて、地震に対する安全性を高めます。また、公立幼稚園・公立保育所においては、園庭芝生化などを行い、地球温暖化対策を併せた環境改善を行います。

④ 生きる力

施策目標

子どもが豊かな個性と創造力を伸ばし、「生きる力」を育てている

単位施策 10 : 学校教育の環境や学習内容を充実させる

- 児童生徒の学力を把握して学習指導の工夫・改善に生かすことで、個別・少人数・習熟度別などによる、きめ細かな学習指導を行います。また、英語教育や情報教育を重視した学習指導を行います。
- 小学校に放課後学習支援員を配置し、学習支援ソフト等の活用により、児童の状況に応じた学習支援を行います。また、生活困窮家庭の子どもへの学習支援として、学習会の開催などを行います。
- 小学校生活のスタートの1年間が、児童にとって心豊かで充実した成長の場となるよう、小1グッドスタート支援員等を学級・学校に配置することで、「小1プロブレム」*や集団へのなじみづらさに対するサポートを行います。
- 発達障がいを含めた障がいのあるすべての児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、個別の指導計画、教育支援計画の作成や、関係機関、医療機関とのコーディネートなど、適切な指導及び必要な支援を行います。
- 生徒指導・不登校の支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置・派遣し、子どもと家庭への積極的な働きかけにより、学級崩壊、不登校などの未然防止や改善に努めるほか、学校問題への総合的な対応を図ります。
- 教員に対して、初任者研修・経験年数別研修のほか、人権教育や情報教育・障がい児教育、教育相談等の今日的課題についての研修を行います。また、退職教員等による、現任教員への授業力アップ支援を継続的に実施します。
- 学校教育施設等で、建替時の対応や補強による耐震化を着実に進め、地震に対する安全性を高めます。また、校庭芝生化や壁面緑化、ICT*機器の更新・拡張整備、調理場の機能更新など、子どもの学校生活を踏まえた環境改善を行います。
- 学校評議員制度*を充実させ、保護者、地域住民の学校運営への参画を推進して、家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めます。また、学校の自己評価や学校関係者評価など学校評価の充実により、各取り組みの改善を図ります。

※ 【小1プロブレム】：小学校に入学したばかりの1年生について、集団行動がとれない、授業中に座っていない、話を聞かないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

※ 【ICT】：情報通信技術。

※ 【学校評議員制度】：保護者や地域住民の意向を学校運営（公立幼稚園を含む）に反映させるため、地域の住民や関係機関などを評議員として委嘱し、開かれた学校づくりを推進する制度。

単位施策 11 : 様々な体験や活動を通じて学ぶ場、機会を充実させる

- 子どもの主体的な体験・学びを促すため、自然や科学、スポーツ・文化・芸術にふれる機会の充実を図ります。また、地域・学校の特色に応じた課題などを探求する総合的な学習時間の充実を図ります。
- 「倉敷市子ども読書活動推進計画」に基づいて、子どもが多くの本と出会い、自分らしく生き、成長できるよう啓発に努めるとともに、読書環境を整備して、子どもの読書活動の一層の充実を図ります。
- 公園・緑地、芝生広場など子どもの遊び場の充実を図るとともに、子どもセンター※等が企画したイベントや、幼稚園・保育所・認定こども園、児童館※などで実施する各種行事を通じて、親子の相互理解やふれあいを促進します。
- 家庭・学校園等・地域など多様な場で、それぞれの発達段階に応じた環境教育を推進します。環境学習センターでは、各種環境学習講座や自然観察会、海辺・水辺教室などを行い、子どもの環境意識の向上を図ります。

※ 【子どもセンター】：ライフパーク倉敷の市民学習センター団体交流室内に設置。PTA や子ども会から選出された委員などで構成する協議会が運営しており、自然体験・講座・催し物などの情報を収集し、情報誌を作成するなど、子どもの体験活動を充実させるとともに、家庭教育を支援している。

※ 【児童館】：児童センターを含む。（以下同様）

単位施策 12 : 思春期保健対策や相談体制を充実させる

- 生命の大切さ・尊さを実感できるよう、小学校では、自他の生命の大切さに気づき適切な行動ができるよう指導を充実させます。また、中学校等では、男女ともに乳幼児に接する機会や子育てに関する学習機会の充実を図ります。
- 中学校等において、保健学習や学級活動での保健指導や、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育など、健康教育の充実を図ります。また、望まない妊娠や性感染症を防ぐ正しい知識の習得など性教育・相談の充実を図ります。
- スクールカウンセラーの配置など、思春期の子どもの心の問題に対する相談体制の充実を図ります。また、青少年育成センターにおいて、子どもや保護者の悩みや心配事の相談を電話・面接等で受けて、その解決を支援します。
- 保健所において、医師による心の健康相談や、保健師等による電話・面接相談を実施します。学校、医療機関、児童相談所など関係機関との連携強化のもと、相談から医療までの適切な対応に努めます。

「子ども」に関する評価指標と目標値

施策領域	施策番号	評価指標	単位	実績値 (H26)	目標値 (H31)	
人権尊重	1	日々の生活の中で、身の回りの人権が大切にされていると思う人の割合	%	52.6*	70*	
	2	困ったこと、辛いことがあった人を助けてあげたいと思う子どもの割合	%	88.6*	95*	
	3	子どもを虐待しているのではないかと思ったことがある保護者の割合	%	26.7	20	
母子保健・医療	4	乳幼児健康診査の受診率	就学前児童の保護者	26.7	20	
			小学生の保護者	26.7	20	
	5	朝食を毎日食べる子どもの割合	1歳6か月児	%	93.9*	95
			3歳児	%	88.2*	90
	6	子どものかかりつけ医を持つ家庭の割合	就学前児童	%	88.6	90
			小学生	%	91.1	95
就学前教育・保育	7	保育所等を利用して、満足している保護者の割合	就学前児童の保護者	%	94.6	97
			小学生の保護者	%	87.4	90
	8	保育所等で、子どもの健康や安全が確保されていると思う保護者の割合	%	95.9	97	
生きる力	9	保育所等の待機児童数（2・3号認定）	人/年度	28	0	
	10	学校が楽しいと思う子どもの割合	%	90.5	95	
	11	自然にふれる活動に参加している子どもの数	人/年度	79.4*	94*	
生きる力	12	困ったとき、悩みがあるときに相談する人がいると答えた子どもの割合	14,893*	19,700*		
			%	85.5*	96*	

※ 【実績値※】：平成25年度実績値
 【目標値※】：平成32年度目標値

(2) 「子育て」に関する施策

① 家庭・家族

施策目標

家族みんなで協力し、子育てを楽しんでいる

単位施策 13 : 男女平等と共同参画を推進する

- 家庭、地域、職場など、あらゆる場での男女の固定的な役割分担意識の是正を図るため、フォーラムの開催など啓発・広報活動を推進し、男女がともに子育ての喜びを享受できる社会づくりを進めます。

単位施策 14 : 男性の育児参加を促進する

- 仕事・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換に向け、市民啓発や企業への働きかけを行うとともに、父親が仕事も家事も育児も主体的に楽しめるよう、「父子健康手帳」の配布や家庭教育学級の父親参加促進などを行います。

単位施策 15 : 子どもと一緒に楽しめる機会を充実させる

- 関係機関と連携し、親子参加型のイベントを開催するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園、地域子育て支援拠点、児童館などで実施する各種行事や、家庭教育学級などを通じて、家族が協力して子育てをすることの大切さを啓発します。
- 家族で仕事について話し合う機会をつくり、家族のコミュニケーションや絆を深めることができるよう、県と連携を図りながら、子どもが自分の保護者等の職場を見学する「子ども参観日」を実施します。

② 親育ち

施策目標

親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、育ちあっている

単位施策 16 : 親子や親同士の交流、子育ての仲間づくりを促進する

- 地域の親子クラブの活動を支援するとともに、その存在の周知を図ります。また、地域子育て支援拠点、児童館などで実施する各種行事や、交流の場の提供を通じて、親子のふれあいや親同士の交流・仲間づくりを促進します。

単位施策 17 : 子育ての相談体制を充実させる

- 乳児がいるすべての家庭を訪問し、楽しく育児が出来るよう子育て情報を提供するとともに、保護者からの様々な不安や悩みを聞きます。また、支援が必要な場合には、適切なサービスに結びつけます。
- 育児についての相談をフリーダイヤルで受け付け、適切なアドバイスを行います。また、養育が困難で支援が特に必要な家庭には、専門職員の個別訪問による相談、指導、助言、家事・育児援助などを行います。

単位施策 18 : 子育てに関する情報発信を充実させる

- 市内各所の子育て支援情報コーナーの充実を図るとともに、子育てハンドブックや子育て応援マップを更新・配布します。また、ウェブページ等による情報受発信を強化するとともに、図書館等での子育て情報誌の充実を図ります。



③ 子育て支援

施策目標

身近な地域で、地域性を生かした子育て支援を行っている

単位施策 19：地域の子育て支援拠点を充実させる

- 地域子育て支援拠点※や子育て広場、児童館などでの、子育てに関する情報提供や相談対応について、妊娠期からの切れ目がないよう、その充実を図るとともに、親子のふれあいや親同士の交流、連携の場を提供します。
- 地域の特性やニーズを踏まえながら、地域子育て支援拠点※の新設を行うとともに、地域に出向く出張ひろば※の拡大を検討します。また、地域との連携など、児童館の機能の充実を図ります。
- 地域子育て支援拠点など、子どもや保護者の身近な場所において、その親子が抱える悩みや不安に対し、地域や関係機関などと連携しながら、当事者の目線に立ち寄り添って支援を行う利用者支援事業の実施を検討します。

※ 【地域子育て支援拠点】：常設の地域子育て支援センター・つどいの広場をいう。

※ 【出張ひろば】：地域子育て支援拠点のスタッフが地域に出向き、週1～2日、基本同じ場所で、親子のふれあいや親同士の交流、連携の場を設けることをいう。常設同様、子育てに関する情報提供や相談対応も行う。



【地域子育て支援拠点】

単位施策 20 : 安心して子どもが生活できる場所を確保する

- 一時的に子どもを預かる仕組みとして、休日保育や一時保育、病児・病後児保育を行うとともに、地域子育て支援拠点の託児サービスや、子育て短期支援事業等の充実を図ります。また、地域や団体等のイベントで、託児の提供を促進します。
- 育児経験豊かな母親などを主な対象として、子ども・子育て支援の分野に従事するために必要な研修を提供し、修了した者を支援員として認定するといった仕組みについて、県と連携を図りながら、検討します。
- 地域や学校との更なる連携や、実情に応じた開所時間の延長などを通じて、放課後児童クラブ[※]の充実を図ります。また、会計研修の開催や先進事例の紹介などを行い、各運営委員会の運営力の強化に努めます。
- 放課後児童クラブにおいて、障がいのある子どもの受け入れを促進するとともに、「障がい児対応専門研修」を開催するなど、障がいのある子ども一人一人の状態に応じたきめ細かな対応ができる指導員の育成に努めます。
- 放課後児童クラブの利用児童が安全・安心に過ごせるよう、各関係者との連携のもと、学校施設や民間施設の一層の活用を含めた施設整備を通じて、すべてのクラブで児童1人あたり概ね1.65㎡以上のスペースの確保などに努めます。

※ 【放課後児童クラブ】：いわゆる学童保育。保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に、放課後や長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供する場をいう。

単位施策 21 : 子育ての支え合いのしくみを充実させる

- 地域の中で事前に会員登録した「子育ての援助をしたい人（提供会員）」と「子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）」とで一時的に子育てを助け合う、ファミリー・サポート・センターの充実を図ります。

イマヤル・スグヤル！ 子育て支援・8つの市民提案！

< 5年後の目標を掲げて >

みんなで集まれ！ しらかべフレンズ！
～「助けて」「助かるよ」が言える身近な地域～

子育て支援拠点等の地元認知向上事業

頼れる地域のつながりがあることの認知が進んでいて、子育てで不安に思ったり悩んだりしても、独りで行き詰まるひとがいなくなっている！

「裏の顔」だって、楽しい子育ての第1歩。
4か月目までの産後ケアで、
子育てのスタートアップはおまかせ！

産後ケアシステム構築パイロット・モデル事業

産後ケアシステムが市内に普及し、モデル地区では、ハイリスクの親子についても、産後ケアが提供できている！

赤ちゃんは泣いていい！
パパもママもじいじもばあばも、
みんな一緒に、赤ちゃん予習復習講座！

赤ちゃん予習復習講座実施事業

子世帯の子育てを手伝った経験から、イマドキの子育て事情に精通したじいじ・ばあばが、地域の子育て支援ボランティアとして活動している！

つながり もちより
みんなでつくろう託児の“わ”

託児提供システム整備（調査・検討・試行）事業

「単なる預かり」ではない、良質で安価な託児を、地域で効率的に提供できる仕組みができています！ それにより、子どもも、託児を利用する親も、託児提供者も、それぞれがニコニコしています！

「親子の笑顔」を支える地域の輪づくり！
～ プチ子育てCafe ～

プチ子育てCafe 実施事業

地域の人が暮らしの中で親子に気軽に声かけをしている！ 子育て支援に関わっている人が倍くらいに増えている！

その子を知らなきゃはじまらない！
いろんな子どものいろんな育ち
親も支援者も一緒に学ぼう！

子どもの発達理解支援（育ちあいの場作り）事業

発達が気になる子どもとその親が、身近な地域でみんなに見守られて、元気に楽しく生活している！

私たちの地域で世代をつなげ！
ゼロイチニヤン
0 1 2 3 親子のスマイル・デビュー。

赤ちゃん・中高生等ふれあい交流事業

近所の子どもはみんな、0 1 2 3 親子（子どもが0-3歳の親子）とふれあうことが自然にできるようになっている！

地域の公園で子どもたちが育つ、
出張プレーパーク！

出張プレーパーク事業

地域の公園が、子どもの遊びや親同士の交流を通じた「子育ての場」となっている！

平成26年度に市全体での市民ワークショップを実施し、これらの子育て支援の市民提案を取りまとめました。

④ 安心・ゆとり

施策目標

総合的な支援により、すべての家庭が安心とゆとりをもって子育てをしている

単位施策 22 : ひとり親家庭への支援を充実させる

- 子育て家庭を対象とする、子ども・子育ての諸施策の充実を図るとともに、各事業の認知度の向上に努めます。また、各事業の優先利用や利用料の負担軽減措置など、ひとり親家庭のニーズに配慮した支援施策の在り方を検討します。
- 関係機関と連携し、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや相談ごとに柔軟に対応できる体制を整えます。ニーズに即応した情報提供や、母子・父子自立支援員による総合的な相談対応、ひとり親福祉協力員による訪問相談などを行います。
- ひとり親家庭が修学や疾病等により一時的に生活援助や子育て支援を必要とする場合に、支援員を派遣して日常生活を支援します。また、住居に困っている母子家庭には、母子生活支援施設への入所を通じ、自立に向けた生活支援を行います。
- 自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の支給により、職業訓練・資格取得を支援するとともに、自立支援計画を策定し、ハローワーク等の関係機関と連携をしながら就労自立を支援します。

単位施策 23 : 障がいのある子どもと、その家族に対する生活支援を充実させる

- 住み慣れた身近な地域で生活ができるよう、利用者本位の生活支援体制を整えます。障がいのある子どもやその家族からの相談に応じて、柔軟で適切な情報提供や助言等を行い、日常・社会生活での自立を支援します。
- 児童発達支援センターを核として、幼稚園・保育所・認定こども園、地域子育て支援拠点、学校と療育専門家との関わりを深め、発達に課題のある子どもや心理的つまづきのある子どもを取り巻くネットワークの強化を図ります。
- 知的障がい・肢体不自由のある在宅の子どもを対象とする通所事業所における集団機能回復や生活適応の訓練等を行います。また、障がいのある子どもに対するホームヘルプサービス・ショートステイなど在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 障がいのある子どもの日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族が一時的に休息を取れる体制を整えます。また、障がいのある子どもの外出（余暇活動）を支援する体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもが将来自立して生活していけるよう、作業学習や企業実地研修を行います。また、企業やハローワーク等の関係機関と連携をしながら、進路指導の充実と就労先の確保に努めます。

単位施策 24 : 子育てに伴う経済的負担を軽減する

- 幼稚園・保育所・認定こども園の保育料について、軽減を行います。また、特定不妊治療にかかる医療費の一部や、妊婦・乳児健康診査、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費等についての助成を行います。
- 中学生までの子どもを養育している人に児童手当を支給します。また、国民健康保険加入者への出産育児一時金の支給を行うとともに、経済的な事情で入院助産を受けられない妊婦に対しては出産費の助成を行います。
- 奨学生制度を継続するとともに、経済的な理由で就学等に困る家庭に対し、学用品や給食などの経費の一部を援助します。また、被保護世帯の子どもの学習を支援するため、教育扶助・生業扶助（高等学校等就学費）などを行います。
- ひとり親家庭等で子どもを監護している親又は養育者に児童扶養手当を支給します。また、遺児の養育者に対し、倉敷市遺児激励金を支給するとともに、義務教育に要する費用の一部として倉敷市遺児教育年金を支給します。
- ひとり親家庭等に対し、各種資金（修学資金・就学支度資金等）の貸付を行います。また、子どもが学校に入学する場合の準備資金や、生活の安定を維持するための緊急資金を、市内母子・父子福祉団体を通して貸し付けます。
- 障がいのある子どもとその養育者に対し、特別児童扶養手当、児童福祉年金等を支給します。また、本人には医療費の助成や、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付等を行うとともに、各種手当や制度の周知を図ります。

「子育て」に関する評価指標と目標値

施策領域	施策番号	評価指標	単位	実績値 (H26)	目標値 (H31)	
家庭・家族	13	「男は仕事，女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	%	43.3*	55*	
	14	父親が積極的に育児をしていると思う保護者の割合	就学前児童の保護者	%	66.7	70
			小学生の保護者	%	60.3	65
	15	子育てを家族で協力して行っている人の割合	就学前児童の保護者	%	86.0	90
			小学生の保護者	%	82.5	90
	親育ち	16	楽しく子育てできていると感じている人の割合	就学前児童の保護者	%	89.0
小学生の保護者				%	88.8	95
17		身近に子育ての相談ができる場所があると思っている人の割合	就学前児童の保護者	%	72.8	75
			小学生の保護者	%	60.3	65
18		子育てについて，必要時に必要な情報が得られていると思う保護者の割合	就学前児童の保護者	%	55.8	60
			小学生の保護者	%	40.7	60
子育て支援	19	地域子育て支援拠点の登録親子組数	組/年度	7,402*	9,500	
	20	安心して子どもを預けられる場所が身近にあると思う保護者の割合	就学前児童の保護者	%	74.9	80
			小学生の保護者	%	61.5	70
	21	ファミリー・サポート・センターの登録者数	依頼会員	人	1,308*	2,300
提供会員			518*		580	
両方会員			206*		270	
安心・ゆとり	22	母子・父子自立支援員の相談解決件数	件/年度	3,462*	4,000	
	23	地域に受け入れられていると思っている障がい者や家族の割合	%	26.7*	49*	
	24	子育てに要する経済的な負担が軽減されてきたと感じる保護者の割合	就学前児童の保護者	%	19.8	25
小学生の保護者			%	18.5	25	

※ 【実績値*】：平成 25 年度実績値

【目標値*】：平成 32 年度目標値

(3) 「地域」に関する施策

① 地域連携

施策目標

地域コミュニティに強い絆とネットワークがあり，子どもと子育てを支えている

単位施策 25：子育てボランティアを育成するとともに，組織づくりと活動を支援する

- 地域で子どもと子育てを支えるボランティアを養成するとともに，活動をしている委員，団体を支援します。親子のふれあいや親同士の交流を行う場となる「子育てサロン」については，新たなサロンの設置促進など，その拡大にも努めます。

単位施策 26：地域と学校・大学との連携を進める

- 地域住民の参画を得て，子どもの学習や体験・交流活動等を行う放課後子ども教室[※]について，全小学校区での設置に努めます。また，学校・家庭・地域が一体となった学校教育支援活動を行い，学校を拠点とした地域交流の促進を図ります。
- 大学内に地域子育て支援拠点を設け，大学と地域の交流を進めるとともに，県と連携しながら，大学等有する知的財産，人的財産やそのネットワーク，施設等を活用した，協働による地域ぐるみの子育て支援を進めます。
- 市内の大学・短大，大学校，附置研究所と連携し，市民の生涯学習を支援します。また，市立短期大学においては，大学が有する人的財産，施設等を活用し，資格を持ちながら就労していない「潜在保育士」の復職等の支援を行います。

※ 【放課後子ども教室】：放課後や週末等の子どもの安全・安心を確保するため，地域住民がボランティアとなって開設される居場所のこと。小学校の余裕教室などを活用し，平成 27 年 3 月現在，57 小学校区に設置している。

単位施策 27 : お互いのつながりを強め、地域の子育て力を高める

- 倉敷市子育て支援センターを中心として、地域子育て支援拠点、児童館のネットワーク化を図り、さらにこれらを各地域の拠点として、母親クラブ、子育てサロンなど団体間のつながりを促進します。
- 地域で子どもと子育てを支えている委員、団体等が一堂に会する場を提供し、情報や知恵の交換・共有、ネットワークの広がりを促進するとともに、身近な地域を単位に、お互いのつながりを強める取り組みを進めます。
- 近隣の絆を強めるため、子どもから大人まで、積極的なあいさつ・声かけを推進します。また、子育て家庭へのあたたかい言葉かけをまとめ、周知するなど、地域における子育て家庭への配慮、寄り添いを促進します。
- 小学校区単位のコミュニティ協議会（平成 27 年 3 月現在 46 組織）の設立を促進するとともに、地域のふれあいや交流のための行事やイベント、地域独自の活動を支援し、地域における連帯感の醸成や地域力の向上に努めます。



【子育て cafe】

「子育てするなら、くらしきで！」といえるために、
私たちに、どんなことができる？



みんな楽しくつ
ながって、地域で
子どもと子育て
を応援する！

倉敷地区



玉島地区



たくさんの
いたずら書きは
有意義な
おしゃべりの証！



アイスブレイク！

各地区の子育てcafeで、
みんなと一緒に
おしゃべりを楽しんで
地域ぐるみの子育てについて
考えました！

子育て支援の
資源をPR！
お互いに手を
取り合って！



テーブルを
移動しますー



収穫！
(ハーベスト)



サロンをはじめ、
身近に気軽に
集まれる場所が
あるといいネ！

子育て環境づく
りはロコミが大
事。おしゃべりっ
て大事だなあ。

児島地区



水島地区



ホントの
カフェスペースにて！



倉敷市では、地域で子育て・子育てを支えている様々な方にお集まりいただき、ほっと一息つきながら親睦を深める「子育てcafe」を各地区で開催しています。そのなかで、さらに、より多くの様々な立場の方にご参加をいただいて、「子育てするなら〇〇で！」（〇〇は地区名、身近な地域）をテーマに、ワールド・カフェという手法で、地域ぐるみの子育て支援についての話し合いを行いました。

② 就労環境

施策目標

子育てを応援する職場が増え、子育てと仕事を両立できる環境が整っている

単位施策 28 : 育児休業制度などの利用を促進する

- 国や県、関係機関と連携して、企業に対して育児休業制度の周知を図ります。また、仕事と家庭を両立させるための制度を導入し、利用を促進した場合に企業単位で助成金が支給されるなどの、助成制度等のPRと活用促進を図ります。

単位施策 29 : 子育てしやすい職場環境づくりを促進する

- 一般事業主行動計画の策定・届出義務、認定制度やくるみんマーク[※]等の周知などを行うとともに、従業員に対して仕事と子育ての両立を支援している企業を表彰するなど、子育てしやすい職場環境づくりの促進に努めます。

※ 【くるみんマーク】：次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができる。
なお、このくるみんマークを取得している企業のうち、さらに両立支援の取り組みが進んでいる企業が一定の基準を満たし、特例認定を受けると、「プラチナくるみん」のマークを表示することができる。



単位施策 30 : 出産・育児後の再就職の支援を充実させる

- 出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会などの情報提供を行います。また、国や県、関係機関と連携をして、子ども連れでも利用しやすい相談体制の充実に努めます。

③ 安全環境

施策目標

子どもや子ども連れの人にとって、安全で住みやすいまちとなっている

単位施策 31 : バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する

- 妊婦・子ども・育児者の立場からの整備や改善の視点を重視して、公共施設等におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。市営住宅については、建替え時に、ライフステージを勘案した良質な住宅を建築します。
- 乳幼児を抱える家族がおむつ替えや授乳等で立ち寄れる施設を「赤ちゃんの駅」に認定し、拡大を図るとともに、県と連携して「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度を進めるなど、親子が外出しやすい環境づくりに努めます。
- 車椅子やベビーカーの通行の妨げになる歩道の段差を解消します。また、主要な鉄道駅などのバリアフリー整備を推進するとともに、小学生等を対象としたバス教室を開催し、将来に向けた公共交通利用の促進を図ります。

単位施策 32 : 子どもの事故防止対策を充実させる

- 幼児健康診査や親子が集まるイベントなどで、誤飲、転落・転倒、やけどといった子どもの事故防止のための啓発を行うとともに、幼稚園・保育所・認定こども園等での安全対策の整備と情報共有を図ります。
- 子どもの自転車乗車用ヘルメットの着用推進や、幼児二人同乗用自転車（3人乗り自転車）の周知など、自転車の安全利用を推進します。また、年齢、段階に応じた交通安全教室を開催するとともに、道路の安全確保を図ります。
- 交通事故の発生要因などに応じた事故防止対策や、ドライバーの交通マナー向上に向けた啓発などを行います。また、チャイルドシートの正しい使用と効果についての啓発や、交通安全指導者の育成・教育力の向上に努めます。

単位施策 33 : 子どもを犯罪等から守るための活動を推進する

- 「子ども 110 番」の設置拡大や防犯灯・防犯カメラの設置など、犯罪の発生を防ぐ環境整備を進めます。また、警察等と連携したパトロールの実施や地域の自主防犯パトロール活動の支援など、犯罪発生の抑止と防犯意識の高揚を図ります。
- 不審者に対する対応方法の指導及び防犯意識を高めるための啓発活動のほか、学校の下校時を中心に、青色回転灯を装着した車（青パト）によるパトロールを行うなど、子どもを守る防犯活動を推進します。

④ 青少年

施策目標

子ども・若者が大切にされ、子育てがまち全体から応援されている

単位施策 34 : 子ども・若者の、将来を拓く力を応援する

- 学校における「被爆体験者講話会」の開催や、小・中学生やその保護者を対象にした「広島平和のバス」「平和アニメ上映会」「戦災のきろく展」の実施などを通じて、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代に語り継ぎます。
- 各中学校や倉敷支援学校で実施される立志式への助成など、青少年健全育成に係る取り組みを支援します。また、新成人代表で構成する実行委員会とともに、大人としての自覚を持てる成人式を開催します。
- 市内企業による集団面接会の開催のほか、国や県、関係機関と連携をして、働くことに悩みのある若者への就労サポートや、キャリアカウンセラーによる職業相談、セミナーの開催などを行い、若年求職者の就業機会の創出を図ります。



【成人式】

単位施策 35 : 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

- 不登校やその傾向にある児童生徒に対し支援員による家庭訪問を行うほか、自然体験活動の機会の提供や、公民館や児童館での仲間や学生ボランティアと過ごす居場所の開設など、自分なりに学校や社会に参加していけるよう支援します。
- 不登校やその傾向にある児童生徒の保護者を対象に、臨床心理士や不登校を体験した保護者を迎え、子どもの変化に応じた懇談会を継続的に実施するなど、保護者や家族の心理的負担の軽減に努めます。
- DVや児童虐待などに起因し、複合的な生活課題に不安を抱えて孤立している子どもとその家族に対して、自己肯定感の回復等の心のケアに努めるとともに、関係機関・地域と連携した包括的な自立生活支援を行います。
- 小・中・高等学校の不登校の児童生徒や引きこもり、ニート、スネップ[※]など、社会生活からの孤立に伴う生活のしづらさがある人に対して、一人一人の状況に応じた切れ目のない継続的な支援の在り方を検討します。

※ 【ニート (NEET)】 : Not in Education, Employment or Training の頭文字による造語。15 歳から 34 歳までの、学生でもなく、職業訓練もしていない無業者のこと。

【スネップ (SNEP)】 : Solitary Non-Employed Persons の頭文字による造語。20 歳以上 59 歳以下の在学中を除く未婚無業者のうち、普段ずっと 1 人か一緒にいる人が家族以外いない人々のこと。「孤立無業者」ともいう。

単位施策 36 : 地域とともに青少年の健全育成を進める

- 青少年健全育成推進大会や、青少年の健全育成に携わる団体の指導者研修会などを開催するとともに、子ども会や各中学校区での「青少年を育てる会」などの活動を支援し、青少年の健全育成を進めます。

「地域」に関する評価指標と目標値

施策領域	施策番号	評価指標	単位	実績値 (H26)	目標値 (H31)	
地域連携	25	過去 1 年間に子どもにかかわる活動をしたことがある人の割合	%	33.0*	57*	
	26	学校・家庭・地域が連携した事業に参加した子どもの数	人/年度	179,109*	215,000*	
	27	地域の人に支えてもらって子育てをしていると思う人の割合	就学前児童の保護者	%	37.0	45
小学生の保護者			%	51.5	55	
就労環境	28	これまで育児休業を取得したことがある人の割合	就学前児童の父親	%	5.2	15*
			就学前児童の母親	%	77.4	90*
	29	働いている職場が、子育てに対する理解があると思っている人の割合	%	57.3*	84*	
安全環境	30	ハローワーク・マザーズコーナーの相談件数	件/年度	1,918*	2,000	
	31	赤ちゃんの駅の認定施設数	か所	200	250	
	32	自転車に乗るときの交通マナーを小学生に指導している保護者の割合	%	87.5	90	
青少年	33	市民・行政・学校・警察が連携して、防犯対策がとれていると思っている人の割合	%	45.6*	63*	
	34	仕事、結婚など自分の将来の人生設計に不安を感じる若者（16～34 歳）の割合	%	70.6*	42*	
	35	不登校児童・生徒出現率	小学校	%	0.47*	0.24*
中学校			%	2.26*	1.82*	
36	青少年を育てる会が主催する活動の年間参加者数	人/年度	144,670	147,000		

※ 【実績値*】：平成 25 年度実績値

【目標値*】：平成 32 年度目標値

第5章

今後5か年の主要事業の 「量の見込み」と「確保方策」

1. 教育・保育提供区域と主要事業

子ども・子育て支援法では、市は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を定め、教育・保育に係る主要事業（幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業）について、その区域における各年度の「量の見込み」と「確保方策」（提供体制の確保の内容、その実施時期）を示すこととなっています。

① 幼児期の学校教育・保育	② 地域子ども・子育て支援事業
<p>ア. 特定教育・保育施設 （幼稚園，保育所，認定こども園） 私学助成を受ける私立幼稚園 （特定教育・保育施設に該当しない幼稚園）</p> <p>イ. 特定地域型保育事業 （事業所内保育，小規模保育，家庭的保育， 居宅訪問型保育）</p>	<p>ア. 利用者支援事業</p> <p>イ. 地域子育て支援拠点事業</p> <p>ウ. 妊婦一般健康診査</p> <p>エ. こんにちは赤ちゃん訪問事業 養育支援訪問事業</p> <p>オ. 子育て支援短期利用事業（ショートステイ） 夜間養護事業（トワイライトステイ）</p> <p>カ. ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>キ. 幼稚園の預かり保育，保育所の一時保育等</p> <p>ク. 延長保育事業</p> <p>ケ. 病児・病後児保育事業</p> <p>コ. 放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）</p>

2. 教育・保育提供区域について

(1) 区域の設定

教育・保育に係る主要事業について、その「量」を見込んで「確保の方策」を整理するため、本市では、社会福祉事務所の単位を基本として、市域を4つに区割りします。ただし、水島社会福祉事務所の管内にある連島北・旭丘小学校区については、倉敷社会福祉事務所の管内にある中学校区になるため、その地理的条件から、倉敷区域としています。



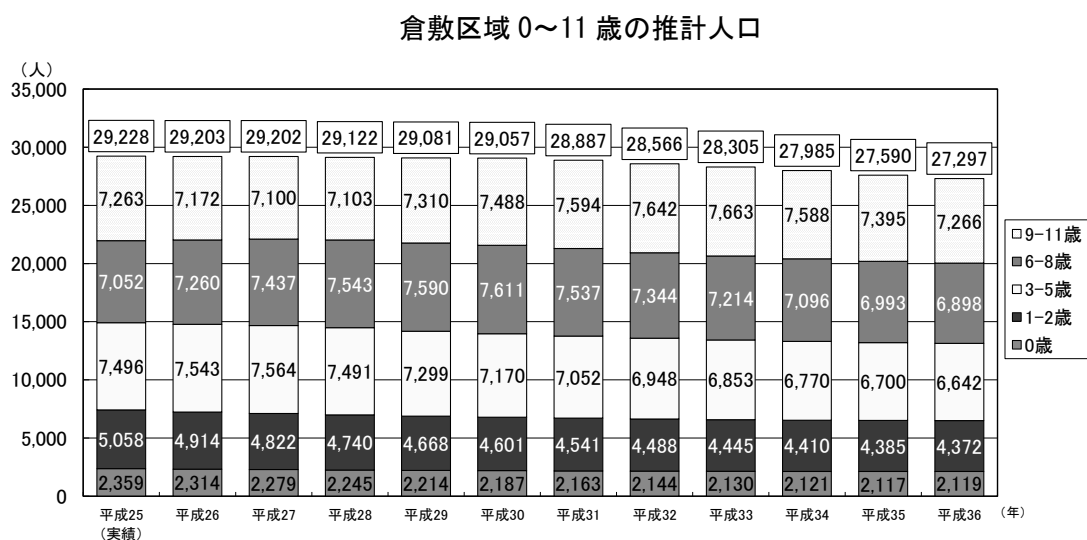
(2) 各区域の状況

倉敷・水島・児島・玉島区域の状況を整理すると、次のとおりとなります。

0～11歳人口については、各区域とも減少を見込んでおり、こうした傾向に歯止めをかけるためにも、教育・保育に係る主要事業をはじめ、子どもと子育て家庭を支える取り組みを、地域ぐるみで進めていく必要があります。

① 倉敷区域

0～11歳人口は29,228人であり、0～5歳の未就学児が14,913人、6～11歳が14,315人となっています。今後、緩やかに減少し、平成32年には662人減の28,566人になると推計しています。



また、認可保育所、認可外保育施設、幼稚園の状況は、次のとおりとなっています。

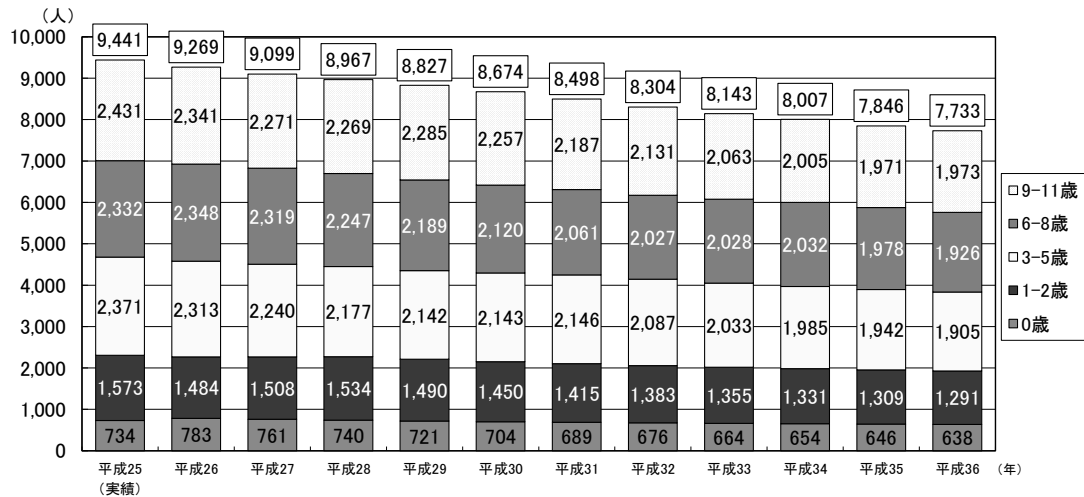
H26 年度実績		施設数	定員数	利用者数	定員充足率
			(人)	(人)	(%)
認可保育所	公立	5	1,005	1,076	107.1
	民間	27	3,615	3,824	105.8
	計	32	4,620	4,900	106.1
認可外保育施設	事業所内	9	158	124	78.5
	その他	11	366	161	44.0
	計	20	524	285	54.4
幼稚園	公立	20	2,990	1,907	63.8
	私立	6	1,160	969	83.5
	計	26	4,150	2,876	69.3

※ 認可保育所、認可外保育施設は平成26年4月1日現在
幼稚園は平成26年5月1日現在

② 水島区域

0～11歳人口は9,441人であり、0～5歳の未就学児が4,678人、6～11歳が4,763人となっています。今後、緩やかに減少し、平成32年には1,137人減の8,304人になると推計しています。

水島区域0～11歳の推計人口



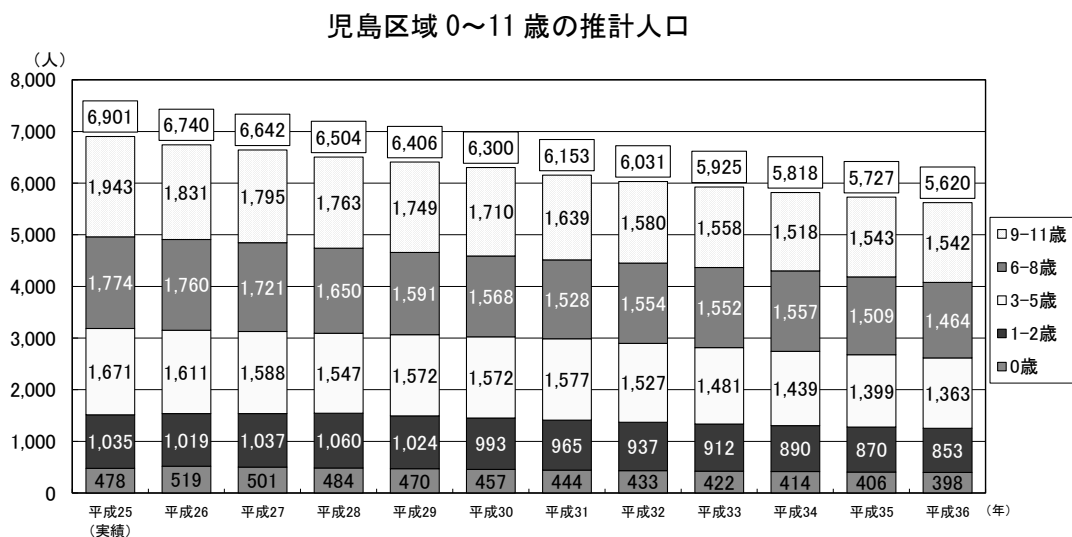
また、認可保育所、認可外保育施設、幼稚園の状況は、次のとおりとなっています。

H26年度実績		施設数	定員数	利用者数	定員充足率
			(人)	(人)	(%)
認可保育所	公立	5	570	531	93.2
	民間	13	1,485	1,508	101.5
	計	18	2,055	2,039	99.2
認可外保育施設	事業所内	2	60	55	91.7
	その他	3	74	46	62.2
	計	5	134	101	75.4
幼稚園	公立	7	845	352	41.7
	私立	5	1,690	1,233	73.0
	計	12	2,535	1,585	62.5

※ 認可保育所、認可外保育施設は平成26年4月1日現在
幼稚園は平成26年5月1日現在

③ 児島区域

0～11 歳人口は 6,901 人であり、0～5 歳の未就学児が 3,184 人、6～11 歳が 3,717 人となっています。今後、緩やかに減少し、平成 32 年には 870 人減の 6,031 人になると推計しています。



また、認可保育所、認可外保育施設、幼稚園の状況は、次のとおりとなっています。

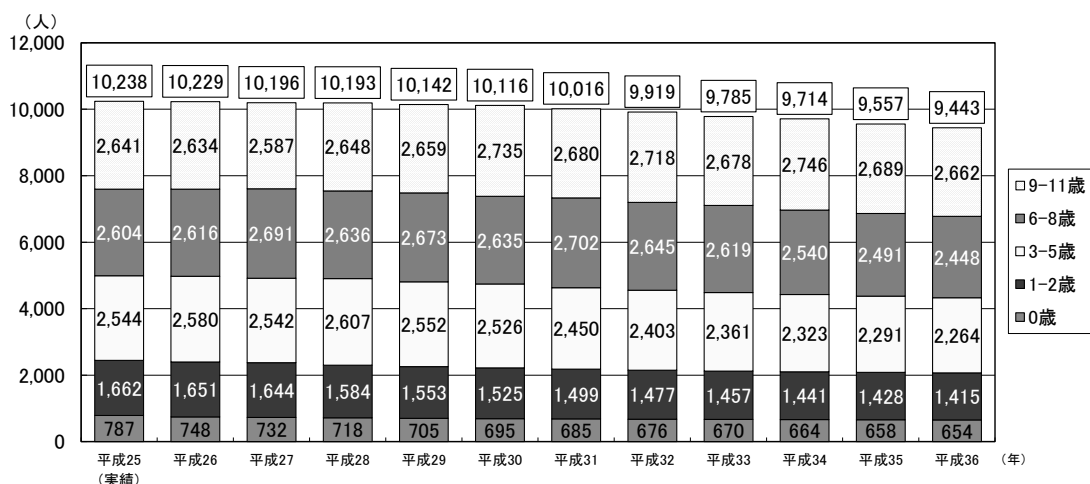
H26 年度実績		施設数	定員数	利用者数	定員充足率
			(人)	(人)	(%)
認可保育所	公立	8	780	629	80.6
	民間	13	1,260	1,220	96.8
	計	21	2,040	1,849	90.6
認可外保育施設	事業所内	3	36	16	44.4
	その他	1	15	15	100
	計	4	51	31	60.8
幼稚園	公立	10	910	329	36.2
	私立	0	0	0	
	計	10	910	329	36.2

※ 認可保育所、認可外保育施設は平成 26 年 4 月 1 日現在
幼稚園は平成 26 年 5 月 1 日現在

④ 玉島区域

0～11 歳人口は 10,238 人であり、0～5 歳の未就学児が 4,993 人、6～11 歳が 5,245 人となっています。今後、緩やかに減少し、平成 32 年には 319 人減の 9,919 人になると推計しています。

玉島区域 0～11 歳の推計人口



また、認可保育所、認可外保育施設、幼稚園の状況は、次のとおりとなっています。

H26 年度実績		施設数	定員数	利用者数	定員充足率
			(人)	(人)	(%)
認可保育所	公立	4	430	421	97.9
	民間	16	1,385	1,472	106.3
	計	20	1,815	1,893	104.3
認可外保育施設	事業所内	4	93	65	69.9
	その他	0	0	0	0
	計	4	93	65	69.9
幼稚園	公立	17	1,725	724	42.0
	私立	5	894	433	48.4
	計	22	2,619	1,157	44.2

※ 認可保育所、認可外保育施設は平成 26 年 4 月 1 日現在
幼稚園は平成 26 年 5 月 1 日現在

3. 主要事業の「量の見込み」と「確保方策」

地域のニーズにきめ細かく対応するため、区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」を設定します。なお、妊婦一般健康診査，子育て支援短期利用事業（ショートステイ）・夜間養護事業（トワイライトステイ），ファミリー・サポート・センター事業については、市域全体での設定とします。

(1) 幼児期の学校教育・保育

公立・私立（民間）を問わず，市内の幼稚園・保育所・認定こども園などのそれぞれの特徴を活かしながら‘総合力’で，「質の高い幼児教育及び保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」を図る必要があります。

なお，子ども・子育て支援法では，特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用に際しては，教育・保育の必要性に応じて，次の支給認定を受けてから，給付を受けることとなります。

認定区分	対象	利用先
1号	・ 満3歳以上～5歳（就学前） ・ 幼児教育のみを希望	幼稚園，認定こども園
2号	・ 満3歳以上～5歳（就学前） ・ 保育を必要とし，教育・保育を希望	保育所，認定こども園
3号	・ 満3歳未満（0～2歳） ・ 保育を必要とし，保育を希望	保育所，認定こども園など

ア. 特定教育・保育施設，私学助成を受ける私立幼稚園

【事業概要】

各家庭の状況に応じて利用できる施設として，幼稚園，保育所，認定こども園があります。

＜幼稚園＞

満3歳から小学校就学前までの子どもに，生活や遊びを通して教育を行う施設です。標準4時間の幼児教育を行うとともに，就労などの理由で，標準時間を超えて保育を希望する人のために，私立幼稚園や一部の公立幼稚園では，預かり保育を実施しています。

＜保育所＞

保護者の就労や疾病などの理由で，家庭保育ができない0歳から小学校就学前までの子どもを預かり，保育する施設です。集団生活に慣れさせるためなどの理由で入所することはできません。2号，3号の認定を受けた子どもが利用できます。

〈 認定こども園 〉

幼児期の学校教育・保育，地域での子育て支援を総合的に提供する施設です。保護者が働いている，働いていないに関わらず利用でき，保護者の就労状況が変化しても，同じ園を継続して利用することができます。園によって違いはありますが，原則として，1号，2号，3号の認定を受けた子どもが利用できます。

【方向性】

- 公立・私立（民間）を問わず，幼稚園・保育所・認定こども園のそれぞれの特徴を活かしながら‘総合力’で供給の確保に努めます。
- 認定こども園は，幼稚園と保育所の機能を併せ持ち，保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。認定こども園について，適宜，私立幼稚園，民間保育所に情報提供を行うとともに，認定こども園への移行を希望する場合には積極的にその支援を行います。
- 公立幼稚園・公立保育所については，別に定めた適正配置計画※に基づき，幼稚園の多機能化や，幼稚園と保育所の統合などによる認定こども園への移行を実施します。

※ 【適正配置計画】：待機児童対策や幼児教育の集団規模の適正化のため，平成27～31年度までの公立幼稚園・公立保育所の配置の方向性を定めた計画のこと。平成26年度分を公表しているが，当該地域の保育需要をはじめ，私立幼稚園や民間保育所の認定こども園への移行や，建物や敷地面積などの施設状況などを踏まえ，見直すこととしている。

イ. 特定地域型保育事業

【事業概要】

原則，満3歳未満（0～2歳）の保育を必要とする乳幼児を保育する事業で，次の4類型があります。

〈 事業所内保育 〉

企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施しますが，地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業です。

- ・ 保育所型事業所内保育事業（定員20人以上）
- ・ 小規模型事業所内保育事業（定員19人以下）… 小規模保育の基準を適用

＜ 小規模保育 ＞

比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施する事業です。定員は6～19人で、規模などに応じて、次の3つの類型があります。

類 型		A型 (保育所分園に近いもの)	B型 (保育所分園と家庭的 保育の中間的なもの)	C型 (家庭的保育に近いもの)
対象年齢		0～2歳		
定 員		6人以上 19人以下		6人以上 10人以下
保育時間		原則1日8時間		
職員	職員数	0歳児	3:1	0～2歳児 3:1
		1・2歳児	6:1	
		} +1人		
資格要件		保育士(※1)	保育士(※1)、 保育従事者(※2)	家庭的保育者(※3)
設備 基準	居室設備	0・1歳児	乳幼児室・ほふく室	
		2歳児	保育室	
	居室面積	0・1歳児	3.3㎡/人以上	0～2歳児 3.3㎡/人以上
		2歳児	1.98㎡/人以上	

※1 保育所同様に、保健師又は看護師の特例を設ける(1人まで)

※2 市長が行う研修(市長が指定する岡山県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者

※3 市長が行う研修(市長が指定する岡山県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した保育士
保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者

＜ 家庭的保育 ＞

家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳用児の居宅を除く。)において、家庭的な雰囲気のもと、少人数を対象にきめ細かな保育を実施するものです。定員は5人以下で、保育者1人が保育することができる乳幼児は3名までとなっています。

＜ 居宅訪問型保育 ＞

保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する事業です。障がい、疾病などにより集団保育が著しく困難である場合や、保護者の夜間勤務など家庭の状況などを勘案して、居宅訪問型保育の必要性を認める場合に対応するものです。

【方向性】

○ 保育所・認定こども園で対応しきれない0～2歳の保育需要に対応するため、当面、小規模保育事業A型、保育所型事業所内保育事業、小規模型事業所内保育事業A型に取り組みます。

○ この事業を利用した0～2歳の子どもが、満3歳以降も切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、幼稚園・保育所・認定こども園との連携を支援します。

【量の見込みと確保方策】

[倉敷区域]

年度		H27					H28				
認定の区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳	
		量の見込み (必要利用定員総数)(人)	3,070	215	2,911		558	1,968	3,039	213	2,882
確保 方策	特定教育・保育施設	2,480		2,946	528	1,631	2,480		2,994	557	1,684
	私学助成を受ける 私立幼稚園	1,180		/	/	/	1,180		/	/	/
	特定地域型保育事業	/	/	/	30	340	/	/	/	10	255
年度		H29					H30				
認定の区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳	
		量の見込み (必要利用定員総数)(人)	2,962	207	2,808		541	1,905	2,909	203	2,759
確保 方策	特定教育・保育施設	2,480		3,001	572	1,722	2,480		3,001	572	1,722
	私学助成を受ける 私立幼稚園	1,180		/	/	/	1,180		/	/	/
	特定地域型保育事業	/	/	/	10	185	/	/	/	10	160
年度		H31									
認定の区分	1号	2号		3号							
		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳						
		量の見込み (必要利用定員総数)(人)	2,861	200	2,713	529	1,853				
確保 方策	特定教育・保育施設	2,480		3,001	572	1,722					
	私学助成を受ける 私立幼稚園	1,180		/	/	/					
	特定地域型保育事業	/	/	/	10	135					

[水島区域]

年度		H27				H28					
認定の区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳	
		量の見込み (必要利用定員総数)(人)	1,746	110	1,207		201	746	1,696	107	1,173
確保 方策	特定教育・保育施設	1,220		1,214	207	704	1,220		1,214	207	704
	私学助成を受ける 私立幼稚園	880		/	/	/	880		/	/	/
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	45	/	/	/	0	55
年度		H29				H30					
認定の区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳	
		量の見込み (必要利用定員総数)(人)	1,670	105	1,154		190	736	1,670	105	1,154
確保 方策	特定教育・保育施設	1,220		1,229	212	714	1,220		1,229	212	714
	私学助成を受ける 私立幼稚園	880		/	/	/	880		/	/	/
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	25	/	/	/	0	5
年度		H31									
認定の区分	1号	2号		3号							
		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳						
		量の見込み (必要利用定員総数)(人)	1,672	106	1,155	182	698				
確保 方策	特定教育・保育施設	1,220		1,229	212	714					
	私学助成を受ける 私立幼稚園	880		/	/	/					
	特定地域型保育事業	/	/	/	0	0					

[児島区域]

年度		H27				H28					
認定の区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳	
量の見込み (必要利用定員総数)(人)		321	0	1,118	152	599	313	0	1,089	148	612
確保 方策	特定教育・保育施設	440		1,185	213	632	440		1,185	213	632
	私学助成を受ける 私立幼稚園	0		/	/	/	0		/	/	/
	特定地域型保育事業	/	/	/	1	2	/	/	/	1	2
年度		H29				H30					
認定の区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳	
量の見込み (必要利用定員総数)(人)		318	0	1,106	143	591	318	0	1,106	139	572
確保 方策	特定教育・保育施設	440		1,185	213	632	440		1,185	213	632
	私学助成を受ける 私立幼稚園	0		/	/	/	0		/	/	/
	特定地域型保育事業	/	/	/	1	2	/	/	/	1	2
年度		H31									
認定の区分	1号	2号		3号							
		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳						
量の見込み (必要利用定員総数)(人)		319	0	1,110	135	557					
確保 方策	特定教育・保育施設	440		1,185	213	632					
	私学助成を受ける 私立幼稚園	0		/	/	/					
	特定地域型保育事業	/	/	/	1	2					

[玉島区域]

年度		H27				H28					
認定の区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳	
		量の見込み (必要利用定員総数)(人)	1,145	130	1,077		207	724	1,173	133	1,106
確保 方策	特定教育・保育施設	1,312		1,114	176	653	1,312		1,129	181	663
	私学助成を受ける 私立幼稚園	170		/	/	/	170		/	/	/
	特定地域型保育事業	/	/	/	35	75	/	/	/	25	35
年度		H29				H30					
認定の区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳	
		量の見込み (必要利用定員総数)(人)	1,149	130	1,082		199	684	1,137	129	1,071
確保 方策	特定教育・保育施設	1,312		1,134	186	668	1,312		1,134	186	668
	私学助成を受ける 私立幼稚園	170		/	/	/	170		/	/	/
	特定地域型保育事業	/	/	/	15	20	/	/	/	10	5
年度		H31									
認定の区分	1号	2号		3号							
		幼稚園 を利用	左記 以外	0歳	1~2歳						
		量の見込み (必要利用定員総数)(人)	1,102	125	1,039	193	659				
確保 方策	特定教育・保育施設	1,312		1,134	186	668					
	私学助成を受ける 私立幼稚園	170		/	/	/					
	特定地域型保育事業	/	/	/	10	0					

(2) 地域子ども・子育て支援事業

ア. 利用者支援事業

【事業概要】

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報集約・提供，必要に応じ相談・助言など（利用者支援）を行うとともに，関係機関との連絡調整，連携・協働の体制づくり（地域連携）などを実施する事業です。基本型※，特定型※のタイプがあります。

【方向性】

- 基本型について，地域子育て支援拠点などを活用しながら，まずは各区域 1 か所の実施を目安に，順次，検討を進めていきます。
- 平成 26 年度から保育コンシェルジュを各区域に配置し，すでに特定型を実施しています。今後も継続して供給を確保します。

※ 【基本型】：「利用者支援」「地域連携」「広報」のすべての業務を実施し，包括的な支援を行うタイプです。地域子育て支援拠点など，親子が継続的に利用できる施設などを活用して行います。

【特定型】：基本型に対し，一部の業務を実施しないタイプで，主に「利用者支援」を実施します。「地域連携」は，市の関係各課がその役割を担うこととなります。

【量の見込みと確保方策】

[倉敷区域]

年度	実績	量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
事業量 (か所)	1	1	1	1	1	1
確保方策 【特定型】	1	1	1	1	1	1
(か所) 【基本型】	0	地域子育て支援拠点などを活用した実施を検討(1~2)				

[水島区域]

年度	実績	量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
事業量 (か所)	1	1	1	1	1	1
確保方策 【特定型】	1	1	1	1	1	1
(か所) 【基本型】	0	地域子育て支援拠点などを活用した実施を検討				

[児島区域]

年度	実績	量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
事業量 (か所)	1	1	1	1	1	1
確保方策 【特定型】	1	1	1	1	1	1
(か所) 【基本型】	0	地域子育て支援拠点などを活用した実施を検討				

[玉島区域]

年度	実績	量の見込み				
		H27	H28	H29	H30	H31
事業量 (か所)	2	2	2	2	2	2
確保方策 【特定型】	2	2	2	2	2	2
(か所) 【基本型】	0	地域子育て支援拠点などを活用した実施を検討				

イ. 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

育児中の親とその子ども（乳幼児）が気軽に集まり、子育て情報の収集や仲間づくり、育児相談ができる場を提供し、子育ての悩みや不安の解消を図る事業です。

【方向性】

- 現在、地域子育て支援センターを市内 11 か所、つどいの広場を市内8か所に常設しています。これらの拠点の登録親子組数を増やすとともに、倉敷区域において新設を行います。
- 現在、倉敷区域と児島区域の計2か所で出張ひろばを行っていますが、新たな開設を検討します。

【量の見込みと確保方策】

[倉敷区域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
親子利用者数（人回／月）	7,412	8,744	9,879	10,426	10,973	11,520	12,067
確保方策（常設か所）	7	7	7	8	8	8	8

[水島区域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
親子利用者数（人回／月）	2,119	2,073	2,207	2,274	2,341	2,408	2,475
確保方策（常設か所）	3	3	3	3	3	3	3

[児島区域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
親子利用者数（人回／月）	1,480	1,623	1,739	1,797	1,855	1,913	1,971
確保方策（常設か所）	3	3	3	3	3	3	3

[玉島区域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
親子利用者数（人回／月）	1,957	2,046	2,130	2,171	2,212	2,253	2,294
確保方策（常設か所）	6	6	6	6	6	6	6

ウ. 妊婦一般健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【方向性】

○ 現在、1人につき妊婦14回の健康診査受診票と超音波検査の受診票を発行しています。国が示す妊婦健診の実施に関する「望ましい基準」を満たせるよう、今後も継続して供給を確保します。

【量の見込みと確保方策】

[市全域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
実人数(人)	4,633	4,587	4,680	4,680	4,680	4,680	4,680
平均健診回数(回)	11	12	12	12	13	13	13
確保方策			実施機関：県内産婦人科医療機関、県内5助産院へ委託により実施 県外医療機関については償還払対応 検査項目：問診、診察、血圧・体重測定、尿化学検査、保健指導ほか 実施時期：通年				
延べ人数(人)	52,924	53,620					

エ. こんにちは赤ちゃん訪問事業・養育支援訪問事業

【事業概要】

(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(養育支援訪問事業)

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【方向性】

- 現在、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に、保健師や助産師などが訪問し、支援が必要な場合には適切なサービス提供に結びつけています。今後も継続して供給を確保します。

【量の見込みと確保方策】

[倉敷区域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
事業量(人)	2,878	2,966	2,819	2,785	2,754	2,727	2,703
確保方策	実施体制：計9人(4人+5人) 実施機関：子ども相談センター						

[水島区域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
事業量(人)	998	1,073	961	940	921	894	879
確保方策	実施体制：計3人(2人+1人) 実施機関：子ども相談センター						

[児島区域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
事業量(人)	656	634	611	594	580	557	544
確保方策	実施体制：計3人(2人+1人) 実施機関：子ども相談センター						

[玉島区域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
事業量(人)	935	961	882	868	855	845	825
確保方策	実施体制：計3人(2人+1人) 実施機関：子ども相談センター						

オ. 子育て支援短期利用事業（ショートステイ）・夜間養護事業（トワイライトステイ）

【事業概要】

保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを、児童福祉施設で預かり、一時的に養育する事業です。

【方向性】

- 市内では、児童養護施設 1 か所でショートステイを実施しています。今後も継続して供給を確保します。
- 平成 26 年度から、一部の母子家庭を対象にトワイライトステイを実施しています。今後も継続して供給を確保します。

【量の見込みと確保方策】

[市全域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
ショートステイ（人日）	41	44	63	62	62	61	59
確保方策（人日）	—	—	730	730	730	730	730
トワイライトステイ（人日）	—	—	100	100	100	100	100
確保方策（人日）	—	—	1,565	1,565	1,565	1,565	1,565

カ. ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

地域の中で事前に会員登録した「子育ての援助をしたい人（提供会員）」と「子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）」とで、一時的に子育てを助け合う事業です。

【方向性】

○ 現在、くらしき健康福祉プラザを拠点にして、相互援助活動の連絡、調整を行っています。提供会員の活動回数を増やすとともに、提供会員の拡大を図り、供給を確保します。

【量の見込みと確保方策】

[市全域]

年度		実績			量の見込み				
		H23	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
事業量 (人日)	就学前の利用	2,816	2,773	3,118	3,420	3,570	3,720	3,870	4,020
	預かりを含む利用	2,390	1,158	1,043	—	—	—	—	—
	小学生の利用	2,574	3,352	3,343	3,370	3,380	3,390	3,400	3,410
	預かりを含む利用	343	896	995	—	—	—	—	—
	病児対応	142	65	155	170	174	178	182	186
確保方策 (人日)		—	—	—	10,800	11,000	11,200	11,400	11,600
依頼会員 (人)		1,062	1,156	1,308					
提供会員 (人)		472	492	518					
両方会員 (人)		182	189	206					

キ. 幼稚園の預かり保育, 保育所の一時保育等

【事業概要】

主として昼間に、幼稚園（在園児を対象）・保育所・認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で、家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児を一時的に預かり、保育する事業です。

【方向性】

- 幼稚園（在園児を対象）・保育所・認定こども園のほか、地域子育て支援拠点などの、より身近な場所での供給の確保に努めます。
- 公立幼稚園においては、別に定めた適正配置計画に基づき、在園児を対象に実施するとともに、必要に応じ、拡大の検討を進めます。

【量の見込みと確保方策】

[倉敷区域]

年度	実績			量の見込み				
	H25			H27	H28	H29	H30	H31
事業量(人日)	私立幼稚園 預かり保育	24,407	40,891	69,960	70,260	69,560	69,360	69,410
	公立幼稚園 預かり保育	1,874						
	一時保育	13,450						
	休日保育	733						
	拠点※ 託児サービス	427						
確保方策(人日)	—			120,846	120,846	120,846	120,846	120,846

[水島区域]

年度	実績			量の見込み				
	H25			H27	H28	H29	H30	H31
事業量(人日)	私立幼稚園 預かり保育	36,168	44,161	46,555	46,465	46,625	47,285	48,195
	公立幼稚園 預かり保育	258						
	一時保育	6,332						
	休日保育	406						
	拠点※ 託児サービス	997						
確保方策(人日)	—			55,786	55,786	55,786	55,786	55,786

※ 地域子育て支援拠点

[児島区域]

		実績		量の見込み				
年度	H25			H27	H28	H29	H30	H31
事業量(人日)	私立幼稚園 預かり保育	—	3,745	3,845	3,895	3,945	3,995	4,045
	公立幼稚園 預かり保育	270						
	一時保育	3,219						
	休日保育	256						
	拠点※ 託児サービス	—						
確保方策(人日)		—		9,882	9,882	9,882	9,882	9,882

[玉島区域]

		実績		量の見込み				
年度	H25			H27	H28	H29	H30	H31
事業量(人日)	私立幼稚園 預かり保育	13,907	20,747	39,817	41,167	41,017	41,367	40,967
	公立幼稚園 預かり保育	723						
	一時保育	6,019						
	休日保育	98						
	拠点※ 託児サービス	—						
確保方策(人日)		—		51,794	51,794	51,794	51,794	51,794

※ 地域子育て支援拠点

ク. 延長保育事業

【事業概要】

2号, 3号の認定を受けた子どもを, 通常の利用時間以外の時間に, 保育所や認定こども園などで預かり, 保育する事業です。

【方向性】

○ 現在, 8割を超える園で延長保育を行っており, 今後も継続して供給を確保します。

【量の見込みと確保方策】

[倉敷区域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
事業量 (人)	2,288	2,543	2,427	2,395	2,346	2,310	2,276
確保方策 (人)	—	—	2,473	2,473	2,473	2,473	2,473

[水島区域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
事業量 (人)	890	746	758	748	732	722	714
確保方策 (人)	—	—	898	898	898	898	898

[児島区域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
事業量 (人)	421	450	464	459	455	449	443
確保方策 (人)	—	—	705	705	705	705	705

[玉島区域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
事業量 (人)	795	823	781	780	764	754	736
確保方策 (人)	—	—	917	917	917	917	917

ケ. 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病児・病後児について、病院などに付設された専用スペース等で、看護師などが一時的に子どもを預かり、保育する事業です。

【方向性】

○ 病気のため集団保育が難しい子ども（乳幼児，小学1～3年生）を対象に，各区域1か所，市内計4か所で実施しています。今後も継続して供給を確保します。

【量の見込みと確保方策】

[倉敷区域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
事業量（人日）	1,495	1,524	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
確保方策（人日）	—	—	2,344	2,344	2,344	2,344	2,344

[水島区域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
事業量（人日）	979	1,120	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保方策（人日）	—	—	2,360	2,360	2,360	2,360	2,360

[児島区域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
事業量（人日）	1,085	1,416	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
確保方策（人日）	—	—	2,344	2,344	2,344	2,344	2,344

[玉島区域]

年度	実績		量の見込み				
	H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31
事業量（人日）	396	393	500	500	500	500	500
確保方策（人日）	—	—	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180

コ. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生に、放課後や長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【方向性】

- 現在、市内には87か所の放課後児童クラブがあります。今後も、児童1人あたりの面積や待機児童数の予測、指導員の確保など、個々のクラブの実情を総合的に勘案して、最大限に子どもを保育できるよう供給を確保します。
- 供給不足が見込まれるクラブでは、学校施設や民間施設の一層の活用をはじめ、様々な工夫を行い、その解消に努めます。

【量の見込みと確保方策】

[倉敷区域]

年度		実績		量の見込み				
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
低学年	事業量（人）	1,551*	1,654*	1,782	1,887	1,974	2,055	2,108
	確保方策（人）	—	—	1,812	1,896	1,918	1,940	2,016
高学年	事業量（人）	243	246	352	356	438	523	531
	確保方策（人）	—	—	352	358	426	494	508
クラブ数		35	37					

[水島区域]

年度		実績		量の見込み				
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
低学年	事業量（人）	548*	534*	580	585	570	552	557
	確保方策（人）	—	—	686	667	642	639	626
高学年	事業量（人）	108	119	137	158	183	181	197
	確保方策（人）	—	—	162	181	206	209	222
クラブ数		15	15					

※ 4月1日現在の入所児童数

[児島区域]

		実績		量の見込み				
年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
低学年	事業量（人）	486*	489*	499	495	493	485	486
	確保方策（人）	—	—	651	633	633	635	621
高学年	事業量（人）	92	111	90	106	105	102	115
	確保方策（人）	—	—	117	135	135	133	147
クラブ数		13	13					

[玉島区域]

		実績		量の見込み				
年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
低学年	事業量（人）	672*	696*	779	789	826	840	886
	確保方策（人）	—	—	989	961	947	923	919
高学年	事業量（人）	179	182	207	239	266	299	321
	確保方策（人）	—	—	263	291	305	329	333
クラブ数		21	22					

※ 4月1日現在の入所児童数

第6章

計画の推進のために

(1) 計画内容の市民への周知

倉敷市を「すべての子どもが幸せに暮らせるまち」としていくためには、市民一人一人が、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが欠かせません。そのため、本計画を関係機関・団体等へ配布したり、関係各所に配置したりするとともに、概要版の配布やホームページ等を通じた内容公表・紹介などに努めます。

(2) 関係機関等との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など、多岐の分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員をはじめ、商工会議所やコミュニティ協議会などの地域組織、関係機関と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

(3) 計画の進行管理

この計画（Plan）の所期の達成を得るためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえ計画の改善（Act）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「倉敷市子ども・子育て支援審議会」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、市として、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取り組みの見直しを行っていきます。

なお、この計画を変更する際は、計画の進捗状況を把握・点検している「倉敷市子ども・子育て支援審議会」で審議するとともに、広く市民の意見を聴きながら進めてまいります。

あ

資料編

1. 子ども・子育て支援法
2. 倉敷市子ども条例
3. 策定経過
4. 子ども・子育て支援審議会
5. 庁内検討組織

1. 子ども・子育て支援法（抜粋）

（平成24年8月22日）

（法律第65号）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備，児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は，教育・保育提供区域における子どもの数，子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は，教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で，これらの事情を勘案して，市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は，社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画，教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は，市町村子ども・子育て支援事業計画を定め，又は変更しようとするときは，あらかじめ，第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を，その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は，市町村子ども・子育て支援事業計画を定め，又は変更しようとするときは，あらかじめ，インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は，市町村子ども・子育て支援事業計画を定め，又は変更しようとするときは，あらかじめ，都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は，市町村子ども・子育て支援事業計画を定め，又は変更したときは，遅滞なく，これを都道府県知事に提出しなければならない。

2. 倉敷市子ども条例

平成23年12月16日

条例第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの主体性の育み（第4条・第5条）

第3章 大人の役割（第6条—第10条）

第4章 基本となる施策（第11条—第15条）

第5章 計画と評価（第16条・第17条）

第6章 国や県などとの協力（第18条）

第7章 雑則（第19条）

附則

すべての子どもは未来の希望であり、わたしたちのまちのかけがえのない宝です。

わたしたち大人は、日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を尊重し、子どもが健やかに育つことのできる環境づくりに取り組みます。

子どもは、子どもの権利を学ぶことによって、自分の権利だけではなく、他の人にも権利があることを学びます。そこから、自分を大切に作る心、他者への思いやり、規範意識等が生まれ、様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

大人が子どもにかかわるときは、子どもの学び育つ力を尊重し、正面から向き合って、誠実に子どもの声を聞き、信頼関係を築いていくことが大切です。

そのため、大人は、子どもの模範として行動するとともに、積極的な対話を通じて、お互いにふれあいを深め、強いきずなを結び、それぞれの役割と責任を自覚し、協働することによって、次代の地域社会の担い手としての子どもが、自立した社会性のある大人として成長できるよう支援に努めていきます。

山や海に囲まれた自然に恵まれ、長い歴史と伝統に育まれた文化があり、ものづくりの集積地である倉敷のまちで、子どもが夢と希望を抱き、自分を愛し、人を愛し、命を慈しみ、健やかに生まれ、大人になっても、倉敷の地を愛し、安心して子どもを生み育てることができるまちの実現を目指し、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、大人の役割を明確にし、子どもの育成に関する基本的な事柄を定めることにより、倉敷市で育つすべての子どもが幸せに暮らせることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例において、言葉の意味は次のとおりです。

（1）子ども 18歳になっていないすべての人をいいます。

（2）保護者 親や親に代わって子どもを育てる立場にある人をいいます。

（3）学校園等 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの子どもが育ち、学ぶことを目的とするすべての施設をいいます。

（4）事業者 市内に事務所や事業所を有する個人、法人などで、事業活動を行うものをいいます。

(5) 地域住民 地域に住んでいる人や地域のために活動を行う団体をいいます。

(基本的な考え方)

第3条 子どもの育成に関する大人の役割等の考え方は次のとおりです。

- (1) 子どもが健やかに育つことができるよう相互に協働します。
- (2) 子どもとの信頼関係を築くため、積極的な対話に努めます。
- (3) 子どもの健全育成を図るために、大人同士が積極的な対話を行い、共通の認識を持つよう情報交換に努めます。
- (4) 子どもが健やかに育つことのできる環境づくりに努めます。
- (5) 子どもの年齢や成長に応じて、子どもの意見を尊重し、最善の利益をもたらすよう努めます。
- (6) 子どもの学び育つ力を尊重し、子どもが豊かな人間性を養うことにより、自分で考え、判断し、その行動に対して責任を果たすようその支援に努めます。
- (7) 保護者の子育てをする力を尊重し、安心して子どもを生き育てることができるようその支援に努めます。

第2章 子どもの主体性の育み

(子どもの主体性)

第4条 子どもは、その年齢や成長に応じ、様々な責任を果たすことができる大人へと成長するように、次のことについて自ら学び、考え、行動することに努めます。

- (1) 自分を大切にし、他者への思いやりの心を持つこと。
- (2) 基本的な生活習慣を身に付け、社会の決まりを守ること。
- (3) 社会における様々な活動に参加し、主体的に生きる力を高めること。

(子育て支援)

第5条 大人は、子どもの主体性を尊重し、それぞれの役割と責任を自覚するとともに、お互いに連携することにより、次代の担い手としての子どもが自立した大人となるよう支えていきます。

2 大人は、子どもが生活体験、社会体験、自然体験といった遊びや活動を通して、社会への参加を促すよう努めていきます。

第3章 大人の役割

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもの育成に対して、第一義的な責任を有するとともに、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たしていることを認識し、子どもが健やかに育つよう全力で努めます。

(学校園等の役割)

第7条 学校園等は、子どもの豊かな人間性と将来の可能性を育む場であることをふまえ、保護者や地域住民と一体となって、開かれた学校園づくりの推進に努めていきます。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、学校園等や地域住民が行う子育てに関する活動に協力するよう努めていきます。

(地域住民の役割)

第9条 地域住民は、地域が子どもの社会性と豊かな人間性を育む場であることを認識し、地域の連帯意識を培いながら、子どもの育成のために相互にかかわりを深めるよう努めていきます。

(市の役割)

第10条 市は、保健、福祉、教育など様々な分野の連携や調整を行うことによって、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

- 2 市は、保護者、学校園等、事業者、地域住民がその役割を果たすことができるよう必要に応じて支援し、相互に連携が図れるよう調整します。
- 3 市は、保護者、学校園等、事業者、地域住民と協働しながら良好な子育て・子育ての環境を整備します。
- 4 市は、保護者や地域住民などとの対話やふれあいが子どもの育ちに大切なものであることを認識し、大人と子どもが積極的に対話し、きずなを強める仕組みづくりに努めていきます。
- 5 市は、この条例の趣旨について大人と子どもの理解を深めるため、広報活動に努めていきます。

第4章 基本となる施策

(子育て支援)

第11条 市は、保護者が安心して子どもを生き育てることができるよう総合的な支援に取り組めます。

(相談への対応)

第12条 市は、子どもからの相談や子どもについての相談に対し、速やかに対応するとともに、必要な擁護に努めていきます。

(虐待やいじめなどへの対応)

第13条 市は、子どもに対する虐待、いじめや不審者などによる危害を防ぎ、また、子どもが非行に走ることを防ぐために、関係する機関と連携を図り、必要な仕組みづくりに努めていきます。

(安全、安心な環境づくり)

第14条 市は、子どもが健やかに育つための安全で安心な環境づくりに努めていきます。

(子どもの意見の尊重)

第15条 市は、子どもについての施策について適切な情報を提供し、子どもから意見を聞く機会を設け、自らの思いや考えを反映できる仕組みづくりに努めていきます。

第5章 計画と評価

(計画)

第16条 市は、第4章の基本となる施策を進めるための計画（以下「計画」という。）をつくります。

2 市は、計画をつくるときは、大人と子どもの意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 市は、計画をつくったときは、速やかに公表します。

(評価)

第17条 市は、第4章の基本となる施策を有効に進めていくため、計画に沿って実施した結果について評価します。

2 市は、計画に沿って実施した結果について評価するときは、大人と子どもの意見を聞きます。

3 市は、計画に沿って実施した結果について評価したときは、速やかにその内容を公表します。

第6章 国や県などとの協力

(国や岡山県などとの協力)

第18条 市は、国や岡山県などに協力を求めて、子どもが健やかに育つための必要な施策の推進に努めていきます。

第7章 雑則

(委任)

第19条 この条例について必要な事柄は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

3. 策定経過

年月日	実施内容
<u>平成25年</u>	
5月20日	倉敷市子ども・子育て支援審議会（第1回）
10月7日	倉敷市少子化対策推進本部（第1回）
11月1日	倉敷市子ども・子育て支援審議会（第2回）
11月～12月	倉敷市 新たな子ども・子育て支援制度に関するアンケート調査 （市内在住の、就学前児童のいる子育て家庭1万2千人を対象に 郵送によるアンケート調査を実施）
<u>平成26年</u>	
1月15日	倉敷市少子化対策推進本部幹事会（第1回）
1月27日	倉敷市子ども・子育て支援審議会（第3回）
1月29日	児島地区「子育てcafe」
2月3日	水島地区「子育てcafe」
3月11日	倉敷地区「子育てcafe」
3月14日	玉島地区「子育てcafe」
3月18日	倉敷市子ども・子育て支援審議会（第4回）
4月21日	倉敷市少子化対策推進本部幹事会（第2回）
5月12日	倉敷市少子化対策推進本部（第2回）
5月26日	倉敷市子ども・子育て支援審議会（第5回）
7月14日	倉敷市少子化対策推進本部幹事会（第3回）
7月28日	倉敷市子ども・子育て支援審議会（第6回）
8月8日	計画素案の
～9月8日	パブリックコメント
8月11日	市全体でのワークショップ（みらいカフェ） 子どもを対象としたワークショップ
9月24日	倉敷市少子化対策推進本部幹事会（第4回）
10月7日	倉敷市子ども・子育て支援審議会（第7回）
12月18日	倉敷市少子化対策推進本部幹事会（第5回）
12月22日	倉敷市子ども・子育て支援審議会（第8回）
<u>平成27年</u>	
1月16日	倉敷市子ども・子育て支援審議会（第9回）

4. 子ども・子育て支援審議会

① 審議会委員

氏名	所属団体	備考
市原 一美	保育園保護者会	
井上 晴喜	倉敷市民生委員児童委員協議会	平成26年3月1日～
坂本 那智子	倉敷市民生委員児童委員協議会	平成25年4月1日 ～平成26年2月28日
浦 真也	連合岡山西部地域協議会倉敷地区協議会	平成27年1月16日～
難波 浩一	連合岡山西部地域協議会倉敷地区協議会	平成25年4月1日 ～平成27年1月15日
大森 ひとみ	倉敷商工会議所	
岡 雅治	倉敷市公立幼稚園PTA連合会	平成26年7月1日～
難波 久貴	倉敷市公立幼稚園PTA連合会	平成25年4月1日 ～平成26年6月30日
岡本 育子	倉敷市愛育委員会連合会	
奥村 洋子	倉敷市母子寡婦福祉連合会	
小松原 望	倉敷市保育協議会	
坂本 美穂	倉敷市母親クラブ連絡協議会	
下宮 好恵	倉敷市児童クラブ運営委員長連絡会	臨時委員
下村 美香	倉敷市私立幼稚園PTA連合会	平成26年7月1日～
後藤 香	倉敷市私立幼稚園PTA連合会	平成25年9月1日 ～平成26年6月30日
姫井 愛香	倉敷市私立幼稚園PTA連合会	平成25年4月1日 ～平成25年8月31日
田辺 幸子	市民公募	
新納 雅司	倉敷市民間保育所協議会	
橋爪 操	倉敷市私立幼稚園協会	
三村 英世	倉敷市議会保健福祉委員会	副会長
三宅 奈美江	市民公募	
八重樫 牧子	福山市立大学	会長
山本 繁	岡山県倉敷児童相談所	平成26年4月1日～
浅尾 茂樹	岡山県倉敷児童相談所	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日
山本 婦佐江	岡山短期大学	
渡邊 葉子	倉敷市公立幼稚園長会	

※ 平成25年5月20日～平成27年1月16日に審議を行った委員一覧。
50音順、敬称略。ただし、同団体委員の場合は団体ごとに任期順に記載。

② 関連条例・要綱

○ 倉敷市子ども・子育て支援審議会条例

平成25年3月27日
条例第7号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づく審議会その他の子ども・子育て支援に関する施策を調査審議する合議制の機関として、倉敷市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 児童福祉法その他の法令の規定により児童福祉審議会が所掌する事項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項
- (3) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係機関又は関係団体から推薦された者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。この場合において、臨時委員の任期は、市長が別に定める。

5 委員（臨時委員を含む。）は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

5 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○ 倉敷市子ども・子育て支援審議会運営要綱

平成25年10月7日

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉敷市子ども・子育て支援審議会条例（平成25年倉敷市条例第7号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、倉敷市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第2条第1号に掲げる事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第2項に規定する児童及び妊産婦の福祉に関する事項
 - (2) 児童福祉法第34条の15第4項の規定により意見を聴くこととされた同条第2項に規定する家庭的保育事業等の認可に関する事項
 - (3) 児童福祉法第35条第6項の規定により意見を聴くこととされた同条第4項に規定する保育所の設置の認可に関する事項
 - (4) 児童福祉法第46条第4項の規定による助産施設，母子生活支援施設，保育所及び児童厚生施設の設置者に対する事業の停止命令に関する事項
 - (5) 児童福祉法第59条第5項の規定による無認可施設の事業の停止命令又は施設の閉鎖命令に関する事項
 - (6) 倉敷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年倉敷市条例第53号）第2条第1項の規定による児童福祉施設の設置者に対する勧告に関する事項
 - (7) 倉敷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年倉敷市条例第49号）第2条第1項の規定による家庭的保育事業等を行う者に対する勧告に関する事項
 - (8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条に規定する母子家庭等の福祉に関する事項
 - (9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第13条の規定による母子福祉資金貸付金の貸付けの停止に関する事項
 - (10) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第31条の7において準用する同令第13条の規定による父子福祉資金貸付金の貸付けの停止に関する事項
 - (11) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第38条において準用する同令第13条の規定による寡婦福祉資金貸付金の貸付けの停止に関する事項
 - (12) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条に規定する母子保健に関する事項
- 2 条例第2条第2号に掲げる事項は、次のとおりとする。
- (1) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項の規定により意見を聴くこととされた同条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の認可に関する事項
 - (2) 認定こども園法第21条第2項の規定により意見を聴くこととされた同条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の事業の停止命令又は施設の閉鎖命令に関する事項
 - (3) 認定こども園法第22条第2項の規定により意見を聴くこととされた同条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する事項

- 3 条例第2条第3号に掲げる事項は、次のとおりとする。
- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第2項の規定により意見を聴くこととされた特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項
 - (2) 子ども・子育て支援法第43条第3項の規定により意見を聴くこととされた特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
 - (3) 子ども・子育て支援法第61条第7項の規定により意見を聴くこととされた子ども・子育て支援事業計画の制定又は変更に関する事項
 - (4) 子ども・子育て支援法第77条第1項第4号に規定する子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び当該施策の実施状況に関する事項
- 4 条例第2条第4号に掲げる事項は、次のとおりとする。
- (1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項に規定する次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置に関する事項
 - (2) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3第2項の規定により意見を聴くこととされた同条第1項に規定する認定に必要な基準の設定に関する事項
 - (3) 地方自治法施行規則第12条の2の3第3項の規定により意見を聴くこととされた同条第1項に規定する認定に関する事項
 - (4) 倉敷市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年倉敷市条例第47号）第2条の規定による幼保連携型認定こども園の設置者に対する勧告に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか，子ども・子育ての支援に関する事項
（会議の特例）

第3条 審議会の会長は、緊急やむを得ない必要がある場合は、当該審議会の委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

5. 庁内検討体制

① 倉敷市少子化対策推進本部

○ 倉敷市少子化対策推進本部設置規則

(目的及び設置)

第1条 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対処し、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを総合的に推進するため、倉敷市少子化対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 少子化対策及び子ども・子育て支援の企画及び推進に関すること。
- (2) 少子化対策及び子ども・子育て支援の環境整備に関すること。
- (3) 少子化対策及び子ども・子育て支援の総合調整に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長を、本部員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総理する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ、副本部長のうち本部長が指定した者がその職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、第3条第2項に規定する者以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 本部は、その所掌事務の円滑な遂行のため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は子ども未来部長を、幹事は別表第2に掲げる者をもって充てる。

4 幹事会の会議は、幹事長が必要の都度招集し、これを主宰する。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、第3項に規定する者以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 幹事長は、必要に応じ特定の調査又は作業を行わせるため、幹事長の指名する職員をもって作業部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、子ども未来部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

企画財政局長、総務局長、市民局長、環境リサイクル局長、保健福祉局長、文化産業局長、建設局長、教育次長
--

別表第2（第6条関係）

市長公室長、企画財政部長、市民協働推進部長、総務部長、市民生活部長、人権政策部長、環境政策部長、福祉部長、保険部長、倉敷市保健所参事、商工労働部長、都市計画部長、教育委員会事務局参事、学校教育部長、生涯学習部長

倉敷市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

◆ 発 行 岡 山 県 倉 敷 市
〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 6 4 0 番地

事務局：保健福祉局 子ども未来部
子ども・子育て支援新制度準備室
TEL 086-426-3335
FAX 086-427-7335
E-mail kosodate@city.kurashiki.okayama.jp
